中学校 男女平等教育指導の手引

平成26年3月 岡山市教育委員会

21世紀は、「人権の世紀」といわれ、すべての人々が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の構築が求められています。とりわけ、女性に対する差別の問題は、国連総会において「女性差別撤廃条約」が採択されて以来、国際的な潮流となり、男女共同参画の動きが一気に高まってまいりました。国内においても、「性別にかかわらず、個人の個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現」を、わが国の社会を築く上での最重要課題と位置付け、平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、平成22年に第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

岡山市においても市民の熱意が結集し、平成13年には「岡山市男女共同参画社会の 形成の促進に関する条例」(さんかく条例)が制定され、第7条には「教育の責務」とし て、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うことが規定されています。

今回は、岡山市教育委員会が平成16年から平成17年にかけて発行した「男女平等教育指導の手引」(小学校編・中学校編)の内容を精選し再編集いたしました。国内外の新たな課題も視野に入れ、既に克服できた内容は除き、現在の児童・生徒の抱える性別間の人権に関わる問題・課題解決に焦点を当てた指導の手引となっています。この指導の手引は、平成25年3月に小学校編、平成26年3月に中学校編を作成し、岡山市教育委員会ポータルサイトに掲載することとしています。

児童・生徒が学校生活の中で、社会に根強く残っている固定的な性別役割分業観を払拭し、性別にかかわらず一人一人がそれぞれの能力を十二分に発揮できることを目指す授業実践の資料の一助として先生方に活用していただけることを願っております。

最後に、今回学習指導案作成にご尽力いただきました、手引作成部員の先生方、そして、ジェンダー論の専門的立場でご助言くださいました武内真美子先生並びに保坂雅子先生、学校教育論の専門的立場でご助言くださいました曽田佳代子先生並びに角田みどり先生に厚くお礼申し上げます。

平成26年 3月

岡山市教育委員会事務局 指導課長 堀井 博司

目 次

はじめに

Ι		理論編	
	1	国連・国における男女共同参画社会に関する基礎知識	1
	2	岡山市の男女平等教育に関する基礎知識	6
Π		実践編	
	1	実践例	
		【本改訂で新たに取り上げた実践例】	
		○第1学年	1 7
		○第2学年	2 1
		○第3学年	2 8
		【初版より継続して取り組みたい実践例】	
		○第1学年	3 5
		○第2学年	4 1
		○第3学年	4 5
	2	ジェンダーの視点をふまえた学校保健	5 1
Ш		資料編	
		• 男女共同参画関係用語	5 4

I 理論編

1 国連・国における男女共同参画社会に関する基礎知識

(1) 男女平等に関わる言葉の経緯

「ジェンダー」とは、生物学的な性別とは異なり、社会的・文化的に形成されてきた性別あるいは性差を表す概念である。ジェンダーは、社会的・文化的に合意された「男らしさ・女らしさ」や性別役割分業と連動していて、社会における個人の間の関係性を説明する。

「男女平等」という言葉は、男女の間に存在する不平等性あるいは格差を認めた上で、これを是正 しようという立場から使われている。最近では、わが国では「男女平等」という言葉はあまり用いら れず、単に男女を問わずに参加するというのでなく、政策・方針の決定や企画等に加わるなど、より 主体的な参加の姿勢を明確にすることを狙って、「男女共同参画」という言葉が用いられている。

(2) 男女平等教育を行う根拠となる関連する法律について

(2) -1. 国際社会における男女平等を推進するための枠組みと具体的取組

①国際連合における取組:女子差別撤廃委員会の活動

国際社会においては、**国際連合(国連)**という国家による国際協力の場において男女共同参画のための取組が進められている。まず、第二次世界大戦直後の1946年に、「婦人の地位委員会」が国連経済社会理事会の機能委員会として設置された。1967年には「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」が採択された。その際、国連では各国における差別の状況を調査する過程で、差別撤廃のために法的拘束力を有する国際文書が必要であるとの認識に至った。

そこで1979年,国連では締結国に対して法的拘束力を有する「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を第34回総会において採択した。女子差別撤廃条約は,1981年,20カ国目の批准に伴い発効した。国連では,発効にあたって締結国における条約の履行を確実にすることを目的として「女子差別撤廃委員会」(1982年)を設置した。女子差別撤廃委員会は,毎年会合を開き,締約国が同条約の履行のために取った立法・司法・行政上の措置等に関して提出した報告を検討し,各国に対して提案・勧告を行っている。2010年現在,女子差別撤廃条約は186の国に締結され,各国における男女平等の推進に貢献している。

【主な出来事】

- 1946年 婦人の地位委員会設置
- 1967年 「女子に対する差別の撤廃に関する宣言」採択
- 1979年 「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
- 1982年 女子差別撤廃委員会設置

②国際連合における取組:世界女性会議

加えて国連では、1975年の国際婦人年以来、5年~10年毎に「世界女性会議」を開催している。これまでに5回開催し(第1回メキシコシティ、第2回コペンハーゲン、第3回ナイロビ、

第4回北京,第5回ニューヨーク),それぞれ具体的な取組推進計画を定めた行動計画等を採択した。中でも1995年に北京で開催された第4回会議では、女性の地位向上とエンパワーメントを達成するために優先的に取り組むべき12の重大問題領域として貧困、教育・訓練、暴力等を明記した「行動綱領」と参加国による「北京宣言」が採択された。「行動綱領」については、取組の進展状況を確認し、さらに推進するための場が、国連の様々な場において5年毎に設けられている。

③その他の活動

国連以外にも、経済協力開発機構(OECD)や東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)といった組織も男女共同参画を推進するための取組を進めており、関係国における男女共同参画の推進に貢献している。

(2) -2. 国内における男女平等を推進するための法律と具体的取組

①法律の整備

国内における男女共同参画に関する法的整備は、1985年の女子差別撤廃条約批准および第4回世界女性会議等を契機に進められている。1999年6月、総理府に設置された男女共同参画審議会の答申を基に、男女共同参画社会の形成を目指す「男女共同参画社会基本法」が制定・公布された。同法は、男女の人権尊重や社会における制度・慣行への配慮、国や地方公共団体の責務を定めた総則(第一章)、男女共同参画基本計画について定めた男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第二章)、および男女共同参画会議(第三章)から構成される。

男女共同参画社会基本法が目指す社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

また、「男女共同参画社会基本法」では、国は「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する」**積極的改善措置(ポジティブ・アクション)**を含む男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することと定められたことも重要である。

併せて、2000年12月、男女共同参画社会基本法に基づき「**男女共同参画基本計画**」が閣議 決定された。以来、5年毎に新たな基本計画を策定しており、現在は2010年12月に閣議決定 した第3次基本計画の計画期間中である。

【主な出来事】

1999年 「男女共同参画社会基本法」制定・公布

2000年 「男女共同参画基本計画」策定

②国際社会との協調

女子差別撤廃条約締結国である我が国では、女子差別撤廃委員会に対して定期的に政府報告書を 提出しており、国際社会との協調の下、取組を進めている。最近では、2008年に第6回報告書 を提出した。この報告書に対しては、婚姻適齢や離婚後の女性の再婚禁止期間等に関する「民法の 改正」、「雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施」等、21項目が 女子差別撤廃委員会によって「主要関心事項及び勧告」として指摘された。

国連開発計画が発表した最新の男女格差を表す指数であるジェンダー不平等指数 (GII) では、日本は、2012年の時点で、148カ国中21位と高い順位となっているが、同年の 0ECD のジェンダーに関する統計では、「企業の役員に占める女性の割合」や「国会議員に占める女性の割合」などが依然 0ECD 平均よりも低く、特に経済や政治分野では、男女平等を推進するための課題は多いと言える。

③労働の側面における男女平等

1985年には、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することができるよう、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が制定・公布された。当初、募集・採用、配置・昇進において女性を男性と均等に取り扱うことは雇用主の努力義務でしかなかった。しかしながら男女雇用機会均等法は、1997年及び2006年に改正され、現在では男女を問わず性別を理由とする直接・間接差別の禁止等による規定の強化や、妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められており、より実効性があるものとなっている。

労働者の権利や労働環境を守るための法的整備としては他に「**育児休業法(1991年)**」が挙げられる。同法は介護も含めた「**育児・介護休業法(1995年)**」と改称した後,数度(2001年, 2004年, 2009年)の改正を行っている。現在では,短時間勤務制度の導入や子の看護休暇制度の拡充等により子育て期間中の働き方を見直すとともに,父親も子育てができる働き方が実現できるよう育児休業取得に関する制度を緩やかにしている。

この間,2003年には,急速な少子化の流れを変えるために,「次世代育成支援対策推進法」が制定され,市町村及び都道府県が行動計画を策定・公表するとともに,事業主も従業員数に応じて従業員の仕事と子育ての両立を支援するための「一般事業主行動計画」を策定し,都道府県労働局に届けることが義務づけられるようになった。

【主な出来事】

1985年 「男女雇用機会均等法」制定・公布

1991年 「育児休業法」制定・公布

(1995年「育児・介護休業法」に改称)

2003年 「次世代育成支援対策推進法」制定

④家庭における男女平等

一方、家庭内における暴力に関しては、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が制定され、翌年施行された。同法は、その後も2004年、2007年、2013年と改正された。2007年の改正では、身体に対する暴力を受けた被害者だけでなく、生命・身体に対する脅迫を受けた配偶者も、保護命令を申し立てることができるようになる等して法の適応範囲が広がった。同時に、自治体にも暴力を防止するための環境整備が求められるようになった。2013年の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となった。

⑤推進機関

我が国における男女共同参画社会の形成を促進するための推進機関としては、本部長を内閣総理 大臣とし、全閣僚を本部員とする男女共同参画推進本部のもとに、男女共同参画会議(議長:内閣 官房長官)、専門調査会、女性団体や経済界等の議員からなる男女共同参画推進連携会議が設置され ている。推進は、内閣府に設置された男女共同参画局が担当している。

(2) -3. 第3次男女共同参画基本計画における新しい課題と今後の方向性

2010年に策定された第3次男女共同参画基本計画は、「重点分野一覧」にあるように15の 分野を取組が必要な分野として掲げている。

【重点分野一覧】

- 第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第 2 分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第 3 分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第 4 分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第 5 分野 男女の仕事と生活の調和
- 第 6 分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第 7 分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第 8 分野 高齢者,障害者,外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 第 9 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 地域,防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

第3次基本計画では5つの視点が強調されている。まず第一には、「女性の活躍による経済社会の活性化」であり、男女共同参画が倫理上の課題であるだけでなく、経済上の課題であることが強調されている。具体的には、男女間格差の是正や「M字カーブ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職に対する支援等に取り組むことが求められている。

次に、「男性、子どもにとっての男女共同参画」である。従来、男女共同参画とあまり関係がないと考えられていた男性の意識啓発や子どもに対する教育・学習の充実を通じて男女共同参画を進めることが求められており、男性の育児休業取得率を2020年までに13%に1.72%(2009年)から引き上げる等の大胆な成果目標が定められている。

第三に、「様々な困難な状況に置かれている人々への支援」である。「困難な状況に置かれている 人々」には、一人親家庭や配偶者からの暴力被害者だけでなく、高齢者、障害者、外国人といった 自立が困難な人々が想定されている。年齢や国籍、障害の有無といった性別以外の要素に着目する ことで、複合的な格差の問題を指摘しており、将来的に男女共同参画推進のための取組が多様性推 進のための取組につながることが期待される。他に、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」及び「地 域における身近な男女共同参画の推進」が強調すべき視点として挙げられている。

第3次基本計画では次の4つが今後取り組むべき喫緊の課題として挙げられており、推進が期待 されている。

- ・実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- ・より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ・雇用・セーフティネットの再構築
- ・推進体制の強化

2 岡山市の男女平等教育に関する基礎知識

(1) 岡山市における男女平等教育の取組の歴史

岡山市では、国内外における男女共同参画社会推進の動きに呼応しつつ、男女共同参画社会の早期実現へ向けた様々な施策が展開されてきた。「西暦2000年へ向けて男女共同社会をめざす岡山市行動計画」の策定(平成2年)、情報誌「女性のひろば」の発行(平成3年~。平成8年「DUO」に改称)、女性の自立と社会参加を促進する「女性大学」の開講(平成5年~。平成12年「さんかくカレッジ」に改編)など、広く市民への意識啓発と人材育成を図ってきた。

また、平成9年には「自分らしく生きられる社会に!」をテーマに全国から3000 名を超える参加を得て開催した「**日本女性会議'97おかやま**」に続き、平成10年には、女性の政治への関心をより高める目的で「**岡山市女性議会」**を開催して、女性のエンパワーメント(力をつけること。また、女性が力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方)を図った。

こうした中、平成12年4月、岡山市の男女共同参画推進拠点として「**岡山市男女共同参画社会推進センター」(さんかく岡山)**が開設された。「さんかく岡山」は、学習・啓発、交流・支援、情報、相談、調査・研究、総合調整の機能を有し、市民への意識啓発のための講演会やワークショップの開催、家庭や地域、職場などで男女共同参画を普及できる人材の育成、図書・ビデオの貸出やインターネット端末の提供、乳幼児の一時預かりを実施するとともに、市民の自主的な活動を積極的に支援しながら、市民と行政とが協働して様々な男女共同参画施策を推進している。

また、平成12年10月に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」は、この「さんかく岡山」の登録団体と協働して実施したものであるが、岡山市では、その結果を踏まえて「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」(さんかく条例)を平成13年6月に制定した。

「さんかく条例」では、男女共同参画社会の形成に果たす教育の役割が非常に大きいことから、市、市民、事業者の責務に加えて特に「教育の責務」を規程するとともに、 それぞれが主体的にその役割を果たし、互いに協働して男女共同参画社会を形成すると している。

「さんかく条例」に盛り込まれた,「教育の責務」(第7条)や「審議会へのクォータ制」(第19条),「配偶者暴力防止法を補完する独自のドメスティック・バイオレンス対策」(第21条~27条)などの先駆的な内容は,市民協働の制定過程とともに市の内外から高い評価を受けている。

○第7条「教育の責務」とは

学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす 教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共 同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的 に参画するよう努めなければならない。 男女共同参画社会の形成にあたっては、市民一人一人がその意義を十分に理解し、自 らのこととして取り組むことが不可欠である。行政をはじめ市民・事業者等が自主的か つ主体的に活動するとともに、相互の創意工夫と責任のもとで互いに協働することは、

都市としての総合力を高め、「性別にかかわらず市民一人 一人の個性が輝く住みよいまち、住みたいまち」づくりの 取組を加速させると考える。

平成14年3月には、この条例の規定に基づいて「**岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(さんかくプラン)**を策定して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

「さんかくプラン」においては,「西暦2000年へ向

けて男女共同社会をめざす岡 山市行動計画」(平成2年~平成12年)の反省を踏まえて、その実効性を高めるために、「男女平等を推進する教育・学習」など4つのリーディングプログラム(主要施策)やどんな成果が生み出されたかを数値化した成果指標を用いた行政評価システムを導入している。

また、平成15年6月に本市で策定された「人権教育及び人権啓発に関する基本計画」では、「本市における人権問題の現状と課題及び施策の方向性」の中で、「性別に起因する問題」として、「固定的な性別役割分担意識」「ジェンダーに基づく偏見」「性別による差別的な取り扱い」などが取り上げられ、これらを解消し、男女の個人としての尊厳を尊重することの重要性が述べられている。

これまでにも学校園においては、人権教育を推進する中で、「性別」による差別については、基本的人権に関する学習などを通して取り上げられてきたが、これらすべての経緯を踏まえ、岡山市の学校園においても、一人一人の子どもたちが互いの人権を尊重し、男女が平等であるという意識を育むとともに、男女共同参画社会を築くための男女平等教育を推進することが今日的な課題として一層重要となってきている。

今後は,「ジェンダーに敏感な視点」で学校教育の見直しを図り,性別に基づく固定 的役割分担意識を是正しながら,男女平等観の形成の促進とともに,男女共同参画社会 を築いていくという理念を基本とした教育を推進していかなければならない。

岡山市教育委員会では、これら「さんかく条例第7条」や「さんかくプラン」の意味を重く受け止め、「男女平等を推進する教育・学習」を積極的に推進するために、平成14年度より小・中学校の現場における校務分掌の中に、「男女平等教育推進担当者」を位置づけるよう、校長会で通達を行った。その担当者が中心となって、校内の男女平等教育を積極的に進めることを図っている。

小・中学生が男女平等の意識を高め、性別にかかわらず自らの個性や能力を学校や家庭で発揮し、人権尊重の精神を身に付けるためには、その精神を醸成する環境づくりが重要である。しかし、男女平等教育推進に最も効果的なことは、やはり平素の授業で取り上げることであるということから、学習指導案を掲載した「小学校男女平等教育指導の手引」(平成17年3月)を作成し、岡山市内の小・中学校の教員全員に配付した。

小・中学校においては、男女平等に関連した何らかの授業がかなり高い割合で実施されている(実施率:小学校100% 中学校100%「第3次さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値〈平成24年度〉より)。

【参考資料】

「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」(さんかくプラン)

岡山市が策定した基本計画「さんかくプラン」では、男 女共同参画社会基本法の理念を継承しつつ、市民の正しい 理解を助けるため、男女共同参画社会を「性別にかかわら ず一人ひとりの人権が尊重される明るいまち」、「性別にか かわらず多様な生き方を認め合えるやさしいまち」、「性別 にかかわらず多様な意見が生かされる元気なまち」の3つ の要素に分解して紹介し、その各々をプランの基本目標と している。教育に関係した数値目標、成果指標は次のとお りである。



○さんかくプラン(平成14年度~平成18年度)

- ・男女混合名簿の実施率
- ・女性PTA会長の割合
- ・父親の授業参観出席率
- ・性に関する相談環境の充実
- ・中学生の自尊感情度

○新さんかくプラン (平成19年度~平成23年度)

- ・小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合
- ・小中学生の男女平等感
- ・性に関する相談の充実度
- ・女性 P T A 会長の割合

○第3次さんかくプラン(平成24年度~平成28年度)

- ・小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合
- ・保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り 組んだ園の割合
- ・ 小中学生の男女平等感
- ・中学生の性に関する相談の充実度
- PTA会長の女性の割合

(2) 男女平等に関する教職員の心構え

生徒を指導し、日々生徒と接する立場の教職員が、性別にとらわれた言動をしたり、 性別にかかわって差別的な取り扱いをしたりしていたのでは、生徒の男女平等観の形成 を促進するどころか、ジェンダーバイアスの再生産につながりかねない。性別にかかわ らず自らの個性や能力を発揮できるよう、教職員自らが男女平等教育のねらいを踏まえ、 様々な配慮をしながらこの教育を推進していくことは、これからの学校教育の重要な課 題である。

「男女平等観の形成を促進する教育」「ジェンダーに敏感な視点」「男女共同参画を推進する教育」などを、校内研修で取り上げるなどして、教職員全員で共通理解を図ることが望ましい。男女平等観を形成するための指導の実際において、次の点で自らの意識改革を図るよう、教職員の努力が必要である。

① 性別による固定的な役割分担の是正

学校生活において教育的配慮のもとに、生徒に対し様々な役割分担が行われることが多いが、その際にも性別で役割が決められることが少なくない。学級内における係分担や行事の際の役割において、「男は力仕事・運搬作業」、「女は清掃・美化」あるいは「受付・接待」という割り振りが根強く、その他の場面でも、「男子向けの仕事」「女子向けの仕事」と無意識の内に分けられてはいないだろうか。授業中の活動における役割分担にしても、「活動するのは男子、記録をとるのは女子」などと固定的になってはいないだろうか。性別にかかわらず生徒が持てる能力や個性を存分に発揮できるようにするために、固定的に男女が振り分けられていた校内の様々な性別役割分担について見直す必要がある。

生徒自らが希望して役割を受け持つ場合があるかもしれないが、その選択肢に男女 混合が可能であることを配慮しておかねばならない。

② 性別による上下関係の解消

最近は見られなくなったと思われるが、様々な活動場面で、今だに何ごとも「男子が先」という順序が当たり前のように行われていないだろうか。また、学校行事等や生徒会、委員会などの特別活動における役割分担として、無意識の内に「委員長は男子、副委員長は女子」など「リーダーシップ役は男子、サポート役は女子」「主役は男子、脇役が女子」という割り振りがなされていないだろうか。学校生活の中で、活動の順番が男女別名簿の通りに決まるとすると、意図的ではなくても、「男子が先」「女子は後」という刷り込みがされてしまう。

「男子が優位な立場になる」「男子が優先して扱われる」慣習がないか,一方で「取り立てて女子に甘い対応をする」「女子だけ条件を緩める」ような対応がないか,ジェンダーに敏感な視点で見直し,改善していく必要がある。

③ 男女の機会均等の保障

生徒が自分の将来に対し、明るい希望や期待感を持ち、性別にかかわらず、自己のもつ個性や能力を発揮できる社会の中で生き生きと輝いて生活できることは、男女共同参画社会の目指すところである。「女子である」「男子である」ことによって、様々な学習や活動の機会に対し、男女が平等に参加できなかったり、将来の進路選択に狭まりができたりすることのないよう、指導の場面では十分配慮しなければならない。学齢期から男女が平等に扱われ、対等な関係で責任も負い、それぞれの個性や能力を高め、可能性を広げる機会が均等に与えられることが大切である。

近年,職業選択については,男性保育士や女性運転士などの登場で,性別に偏らないで新しい分野に挑戦する男女が増えてきている。学校においては,社会で働く男女が,これまで「女性向けの職業分野」「男性向けの職業分野」とされていた分野において,性別にかかわりなく活躍している姿を紹介し,進路選択についての自己実現を可能にする支援が必要である。

④ セクシュアル・ハラスメントの防止

教職員によるセクシュアル・ハラスメント(性的な嫌がらせ)に関しては,近年その発生件数は増加している。セクシュアル・ハラスメントは,「教職員が家庭や仕事上のストレスで平常な精神を失い,セクハラ行為に走る」というような言い訳では済まされない,重大な「人権侵害行為」である。特に,性別にかかわらず生徒が被害者

になる場合には、教師という立場や特権を利用しての対等でない関係のもとで行われるもので、生徒と教師の信頼関係を著しく損なうばかりでなく、学校生活にも支障を きたすことになる。場合によっては、生徒が心と体に傷を負い、大人に対して偏見を 持つことになり、将来にわたって社会人としての健全な成長を阻むことにもなる。

教職員は、次のような行為がセクシュアル・ハラスメントに該当するということを 十分に認識し、学校内外、勤務時間内外を問わず、生徒が不快に感じる性的言動や性 別による差別的言動は、断じて行ってはならない。

- ・指導の際、必要がないのに肩や背中に触れ、生徒に不快感をあたえること。
- ・スキンシップと称して特定の生徒を膝に乗せたり、個別指導や服装指導において、不 必要に生徒の体に触ること。
- ・女子であるという理由だけで,肩たたきや掃除をさせたり雑用を強要したりすること。
- ・水泳等の指導で、必要以上にじろじろと見つめ、生徒に不快感を与えること。
- ・宿泊を伴う学校行事において,男性教師が女子生徒の部屋へ無神経に入室したり,不 必要に生徒を教師の部屋に呼び出すこと。
- ・「生理」という理由で授業を休む女子生徒に対し、月経周期等を必要以上に質問した り、プライバシーに配慮をしなかったりすること。
- ・「女のくせに、ちゃんと掃除しろ」「男だから、リーダーシップをとれ」というよう な、固定的な性別役割分担意識を助長するような発言をすること。
- ・固定的な役割分担意識に基づく進路指導をすること。

教職員は、セクハラの被害を受けても誰にも伝えられず悩む生徒をつくらないように、平素から生徒が心の内を伝えられるような信頼関係を築いておかねばならない。 また、セクシュアル・ハラメントについて生徒が安心して相談できるよう、学校ではスクールカウンセラーを活用するなど、相談体制を充実させる必要がある。

(3)改訂版『中学校 男女平等教育指導の手引』の活用方法について

性別にかかわらず、男女が個性と能力を十分に発揮することができるよう、学校生活のあらゆる機会を通して、平素から男女平等の視点に立った指導を行うことが重要であるのは前述の通りであるが、「男女平等の精神」について強力なメッセージを発信するのは、やはり「男女平等教育の授業」を実践することが有効であると考えられる。

教科・道徳・特別活動(主に学級活動)等の授業において、学習指導要領における「男女平等観の形成」にかかわる「指導内容」は、次の通りである。教科によっては、これまで扱われてきた指導内容について、改めて「ジェンダーに敏感な視点」で見直しを図り、指導の展開、学習活動、教材等の工夫や開発に努めることが求められる。道徳や学級活動の時間には、直接的に「男女平等」にかかわる学習主題を設定し、生徒の発達段階に応じて、特設授業を導入することが可能である。全校を挙げて、人権尊重を基盤にした「男女平等」、性別にかかわらず個性や能力を発揮するための「個性の尊重」などの授業に積極的に取り組んでいただきたい。また、参観日などに全校公開で「男女平等」に関する授業を実施し、保護者への啓発も兼ねることも望ましい。

① 男女平等教育のねらい

学校現場において,推進する人権尊重を基盤にした男女平等教育のねらいについては,次のように考える。

(中 学 校)

- ア 性別にかかわらず、子どもたち一人一人がかけがえのない存在として、それぞれ の個性と能力を発揮して生活する中で、男女が互いの人権を尊重する意識を育む。
- イ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず,男女が自らの意思と責任により あらゆる活動に対等に参画し,主体的に自分の考えで行動する能力や態度を身に付け,男女平等を促進するための実践力を高める。
- **ウ** 性別にかかわらず、多様な考え方や生き方を認め合い、男女がよきパートナーと して共に助け合い、共に協力し合いながら、望ましい人間関係を築くことができる ようにする。
- エ 家庭を構成する家族が、相互に協力し合い、信頼関係を築いて家族としての絆を 強めながら、心豊かな家庭生活を過ごす積極的な態度を養う。
- オ 自己に対する肯定感や自尊感情を育むとともに、他者を認め尊敬する心を培い、 性別にかかわらず、自分としての考え方、生き方に誇りと自信を持って、自分の将 来に明るい展望を持つことができるようにする。
- **カ** 将来の職業・家庭生活に男女ともが明るいビジョンをもてるような進路指導を行う。
- **キ** 現代社会において、女性の人権が様々な法律によって保障されても、地域や国により女性の地位や権利に対する考え方が大きく隔たっているということを理解し、女性問題について、国際的な視野で考えることができるようにする。
- ク 自分の体について知り、その健康を維持していこうとするとともに、性に関して健康の面から考え、自分の生き方の中で自己決定しようとすることができるようにする。

② 男女平等教育推進上の留意点及び配慮事項

- ア 学校教育のあらゆる機会や場面を通して、人権尊重を基盤とした男女平等教育を 推進し、各教科・領域等においても、生徒の発達段階に応じて、男女平等教育の視 点に立った適切な指導を展開するように努める。また、学校生活での具体的な事例 を踏まえ、男女がよきパートナーとして、共に助け合い、協力し合う機会や場を積 極的に設定し、望ましい人間関係づくりに努める。
- イ 男女が性別にかかわらず様々な活動や行事に対等に参加し、責任も分かち合うことができるようにするとともに、一人一人の能力や個性が発揮できるような活動場面を多く設定するよう配慮する。また、性別にかかわらず、世界でたった一人のかけがえのない存在である自分に誇りや自信を持ち、自分自身の生き方や考え方、自己を肯定する自尊感情を育むようにする。自尊感情とは、単なる自己愛やうぬぼれではなく、他者を認め、尊敬しながら、ありのままの自分を大切に思う気持ちである。
- ウ 男女平等教育は、個人の内面にかかわる「男らしさ」「女らしさ」や、わが国古来の伝統や文化などを否定する指導を行うものではない。しかし、「女らしさ」「男らしさ」をパターン化してしまうということは、一人一人の個性や能力を発揮することができなくなる恐れがあるので、性別に対して過度にとらわれたり、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等で、個人の能力や将来の可能性、進路を狭めたり

することがないよう十分に配慮することが大切である。まして性別に基づく固定的 な役割分担意識を助長するような指導をするべきではない。

- エ 男女平等教育において、指導者は、「押しつけ」の指導をするのではなく、生徒の内面の考え方を醸成していくことが大切である。生徒に十分考える場を与え、生徒同士が意見交換をしながら、多様な考え方や生き方を認め合うことができるような指導に努めなければならない。
- オ 男女平等教育の実施にあたっては、あらかじめ生徒の実態調査(アンケート等)を行うなどして、その意識の実態を十分把握した上で取り組み、その結果を授業に生かすなどの工夫も必要である。また、男女平等教育について保護者への情報提供を細かに行い、学校が男女共同参画社会の実現に向けて、男女平等教育に取り組んでいることやその学習内容について家庭にも伝え、学習内容によっては保護者の理解や協力を求める。
- カ 環境整備として、「男女混合名簿」「混合整列」「呼称の統一」などの取組が挙げられる。このことについては、生徒や地域の実態を考慮に入れ、保護者や教職員等で十分に協議した上で実施するのが望ましい。ただし、男女混合名簿等を採用しているから、男女平等教育を実施しているということにはならない。形から入ることも一つの方法であるが、むしろ実質的に生徒の内面に働きかける教育を実現することが重要である。なお、これらの環境整備としての取組は、発達段階で、指導にばらつきが起きないよう、同一中学校区の保育所・幼稚園・小学校・中学校は連携し、同一歩調で実施するのが望ましい。
- **キ** 中学生は、思春期特有の身体的な悩みを抱える時期であり、性別にかかわらず誰もが相談しやすい環境をつくることが望まれる。
- ク 保健体育の男女別実施や、体育の内容などについて積極的に議論し、身体的な差異に基づいて配慮することは差別につながるものではないことを周知する必要がある。

③ 男女平等教育の新しい授業の創造

今回の改訂では、前回の手引から各学年1題材を残し、新たな題材を各学年1題材加え、合計6点の授業実践例を掲載しているが、これらを参考にして、男女平等教育の授業に取り組み、積極的に新しい実践に挑戦していただきたい。

今回は特別活動(主に学級活動)の時間で実施できる指導案を掲載している。取り上げたい学習の題材と目標は次頁を参照されたい。

【改訂版で新たに取り上げた題材】

334 4	EF 11 A	
学年	題材名	目 標
	メディアが与える影	メディアが社会に与える影響に気付き、「性別の役割を固
1	響と「男の役割・女	定化する危険な一面」と「男女共同参画への意識拡大の一面」
	の役割」	があることを知り、自分の課題としてメディアの情報を冷静
		に読み取って活用することができる。
		デートDVがどのような行為であるかを知ることを通し
2	デートDVに潜む	て、デートDVが起こる背景の一つに性別による偏った見方
	ジェンダー	があることに気付き,お互いの考えや意見を尊重しようとす
		ることができる。
		現代社会において,女性の人権が女子差別撤廃条約をはじ
3	世界の国々の女性の	めとするさまざまな法律によって保障されても,国や地域の
	人権を考えよう	社会通念や文化・制度により女性の地位や権利に対する考え
		方が大きく隔たっているということを知り,女性問題につい
		て,国際的な視野から考え,自分の意見を述べることができ
		る。

【継続して取り組みたい題材】

	CAX TALLOTTE VIZE	-
学年	題材名	目標
		セックス(生物学的・生理学的な性別)に対して、ジェン
1	日常生活での役割分	ダー(社会的・文化的に形成されてきた性別)があることに
	担を考えよう。	気付くことができる。
		身近な生活の役割分担における多様な考え方に気付き,性
		別にとらわれない生き方について考えることができる。
	性別にかかわらず自	性同一性障害について知ることで,性別が単なる外見上の
2	分らしく生きる~性	ものでないことを理解するとともに,「男(女)はこうある
	同一性障害への理解	べき」という考えにとらわれることなく,すべての人が性別
	を通して~	にかかわらず自分らしく生きていくことをお互いに認め合う
		ことができる。
		M字型雇用曲線について日本と諸外国を比較し、出産・育
3	女性の労働について	児期にも多くの女性が働き続け、30代女性の労働力率が改
	考えよう	善されている国が多く存在することを知るとともに,多くの
		日本女性が出産・育児期に仕事を辞めている現状などから、
		将来の職業選択や家庭生活について考えることができる。

※初版「中学校男女平等教育指導の手引」(平成17年3月)より

※題材名「性別にかかわらず自分らしく生きる~性同一性障害への理解を通して~」については、初版では第1学年で取り扱っていたが、改訂に伴い、第2学年での取り扱いとした。

男女平等教育の授業を実践する際,指導者は,生徒の発達段階に応じて,「男女平等」についての考え方が豊かに醸成されていくよう,できるだけ学級内の問題に着目し,身近な具体例を取り上げるなどして,指導方法や教材の工夫をしながら指導の充実を図ることが求められている。

上記のほかに、総合的な学習の時間においても、「男女の平等」の視点に基づく授業として、「性別による役割分担」「メディア表現とジェンダー」などのテーマで、 生徒が課題を持ち、調べ学習・発表会などを計画することも可能である。

授業実践にあたっては、次のことを配慮しながら、授業化を進めていただきたい。

<学習指導案活用上の留意点>

- ○実践例には学年を明示しているが、あくまで一つの参考であるので、学級の生徒の 発達段階や男女平等観の形成の実態を考慮して柔軟に取り入れ、授業展開、学習形態、指導方法、教材(指導資料など)を開発しながら、創意工夫して実践していた だきたい。
- ○「実践編」に掲載されているワークシート等の資料や「資料編」に掲載されている 種々の資料は、授業において複製による使用は可能である。
- ○授業中,生徒からの質問で「現実面では,男女平等が解消されていない歴史や伝統にかかわる問題」が挙げられた場合には,指導者の曖昧な判断で即答はせず,「先生も,そのことはよく分からないので,調べてみよう」と十分な調査をした上で回答するよう伝えていただきたい。
- ○保護者の方々や地域の人たちに、男女平等教育を理解していただくために、参観授業等を利用して、積極的に授業公開の機会を設定していただきたい。

④ 生徒の男女平等意識をはぐくむためのジェンダーに敏感な視点

学齢期から男女平等観の形成を促進するため、学校生活の様々な事柄についてジェンダーに敏感な視点で考え、性別による固定的な役割分担意識を是正するとともに、 性別による男女の差別的な扱いをなくする取組が必要である。次に挙げる点について、 改めてジェンダーに敏感な視点で考えてみる必要がある。

ア 性別による差別的な扱いをしていないか

- ・生徒会等において、委員長が男子、副委員長が女子ということが踏襲されていないか。
- ・行事や活動等で、男子が代表というのが慣例になっていないか。
- ・「女子は○○だ」「男子は△△だ」とひとくくりにして決めつけた言い方をして いないか。
- ・「男だからメソメソするな」「女だから黙っておけ」などど、性別による偏った 発言をしていないか。
- ・生徒の性別によって偏った指名をしたり、指導にかける時間が異なったりしていないか。
- ・生徒間で、「女のくせに」「男のくせに」と、批判し合っていないか。
- ・子ども同士が、「おかま」「ホモ」「おにばば」などと、性別にかかわる悪口を言い合っていないか。
- ・名簿順ということで、活動や整列の順番がいつも「男子が先」になっていないか。
- ・「女校長」「女教頭」と、頭に「女」を付けて特別視していないか。
- ・保護者氏名欄に、父親名を書くのが当たり前と思っていないか。
- ・父兄という言い方をしていないか。(一般的には保護者が望ましい。)

イ 性別による固定的な役割分担をしていないか

- ・係活動等で「女子は雑巾」「男子は箒」などと、男女別の活動を固定化していないか。
- ・役割分担で,「男子は力仕事」「女子は接待・受付・事務」など,固定的になっていないか。
- ・職員室等で湯茶の世話(準備・片付け)をするのは、いつも女性の役割になって いないか。
- ・校務分掌で、「情報教育担当者」「生徒指導担当者」「体育主任」が固定的に男性 になっていないか。
- ・送別会等で、餞別渡しや花束贈呈がいつも女性の役割となっていないか。
- ・卒業式で、卒業証書渡し介添え役がいつも女性の役割となっていないか。
- ・PTAの会合等で、湯茶の世話(準備・片付け)をするのは女性の役割と決まっていないか。
- ・ P T A 会長は男性, 副会長は女性と, 暗黙の内に決まっていないか。

⑤ 男女共同参画や男女平等教育に対する理解

教職員や保護者をはじめ、生徒を取り巻く大人たちの多くは、これまで固定的な役割分業という社会や家庭の仕組みの中で生きてきたといえる。「性別にかかわらず、男女が一人一人の個性や適性を発揮し、責任も分かち合いながら、輝いて生きることが出来る社会の実現」に向けて、学校、家庭、地域社会において、男女平等教育を実践していくためには、学校教職員のみならず保護者や地域住民も、まず男女共同参画および男女平等教育についての理解を深め、自らの意識改革を図ることが求められている。

ア 男女平等教育についての教職員研修を実施しよう

校内の教職員研修の一環として、積極的に男女平等教育研修を実施し、「男女共同参画社会」ならびに「男女平等参画の理念に配慮した教育」について理解を深めるとともに、教職員のジェンダー意識を是正することが大切である。

校内の男女平等教育研修として取り上げられる例としては、次の内容などが考えられる。

<研修内容例>

- ・男女共同参画の歴史的経緯についての学習
- ・男女共同参画社会の形成に関する国内外の動きについての学習
- ・岡山市における男女共同参画の取組についての学習
- ・生徒、教職員、保護者のジェンダー意識調査結果についての考察
- ・男女平等教育指導内容についての研究協議
- ・男女平等教育研究授業実施、ならびに研究協議
- ・学校生活全般についてジェンダーに敏感な視点での見直し
- ・生徒の男女平等観の形成を促進するための指導法研究
- ・外部講師による男女平等教育講演
- デートDVに関する学習会
- ・時代の変化に対応したメディア・リテラシーに関する学習会 等

イ 家庭や地域社会と市民協働で男女平等教育に取り組もう

学校で実施している男女平等教育について,保護者や地域住民に対して,あらゆる機会を通して情報を提供し,男女共同参画社会の実現や男女平等教育への理解を

深めていくことも今後の重要な課題である。

保護者や地域住民と協働で、男女平等教育を推進していくためには、家庭教育や 地域における社会教育についても、男女平等を推進する教育を取り入れることが大 切である。保護者としっかり対話し、地域住民とも連携して男女平等教育を推進し ていくためには、次のような取組が挙げられる。

<取組例>

- ・保護者・地域住民向けの男女共同参画社会の形成に関する研修会の実施
- ・保護者懇談会における、男女平等教育に関する説明や協議
- ・学校だより、学級通信等を通しての男女平等教育に関する情報提供
- ・家庭におけるジェンダー意識調査結果について考察
- ・男女平等教育に関する教育講演会等の実施

ウ 男女共同参画の学習機会を利用しよう

男女共同参画について市民の理解を深めるために、岡山市では、市男女共同参画社会推進センター(さんかく岡山)を推進拠点として、「男女共同参画大学」(さんかくカレッジ)の開講など、年間を通して様々な講演会やワークショップなどの催しを実施し、研修の機会を提供している。特に毎年6月21日から27日までの一週間を男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」と定め、その週間中には、市民との協働で男女共同参画社会の形成の促進を図るための様々な行事を、市内各所で開催している。生徒たちも男女共同参画の推進に向けて標語や絵画を作成するなどして行事に参加している。

これらの講座や行事では、多岐に渡る分野を男女共同参画の観点から取り上げており、教職員にも研修したいテーマを選択し、積極的に参加することを期待したい。

各種講座、行事等についてのお問い合わせは

岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」

岡山市北区表町三丁目14番1-201号

Tel: 086-803-3355, Fax: 086-803-3344 まで

Ⅱ実践編

メディアが与える影響と「男の役割・女の役割」

- 1 第1学年(学級活動)
- 2 授業の位置付け
 - (1) 学習指導要領における位置付け

特別活動一学級活動

学級活動の内容(2)適応と成長及び健康安全

エ 男女相互の理解と協力

(2) 第3次男女共同参画基本計画における位置付け

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(3) 第3次さんかくプランにおける位置付け

基本目標Ⅱ 性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現 重点目標3 固定的な性別役割分担の解消

3 目標

メディアが社会に与える影響に気付き、「性別の役割を固定化する危険な一面」と「男女共同参画への意識拡大の一面」との両面があることを知り、自分の課題としてメディアの情報を冷静に読み取って活用することができる。

4 目標に関する生徒の実態

現代の中学生は、幼い頃からテレビやビデオ、本や雑誌などのメディアに触れない日はない。また、小学校での学習からインターネットも自在に扱うことができるようになってきている。さらに、自分専用の携帯電話を所持している生徒も多く、膨大な情報を常に浴びながら生活している状態である。

一方で、その情報を読み解き、活用する能力の不足は大きな課題となっている。中でも男性・女性をテーマとしたメディア情報は非常に多く、性別役割に対する固定的な概念が定着するもとになっているものも少なくない。

そこで、コマーシャルを制作する立場から家庭での仕事の役割分担を考える活動を通して、広く 柔軟な考え方を持たせ、男女共同参画社会に向けて行動できる態度を育てたい。

5 指導の工夫とポイント

- 導入部分では、ある商品を幅広く宣伝するためのキャスティングを考えることによって、固定 的な性別役割分担意識が自分の中に潜んでいないか気付くことができるようにする。
- コマーシャル等のメディアについてジェンダーの視点で見つめ直すことをきっかけにして、今後も性別にかかわらず積極的な生き方を考えることが大切であることに気付くことができるようにする。
- ※授業におけるコマーシャル等の取り扱いについて
 - ・特定の商品名は出さない。
 - ・商品の中傷につながることがないようにする。
 - ・コマーシャルの内容について話し合う際,商品に対する価値観を教師側から押し付けるようにしない。

6 準備物·資料

- コマーシャルキャスティングカード(生徒作業用)
- コマーシャル場面絵(黒板掲示用)
- ワークシート

指導案

習活動 主な発問と予想される反応 教師の支援 テレビCMの 最近のテレビCMはおもしろいもの よい商品であれば、「CMなどな ても売れるか」「人気が出るか」 効果を考える。 がたくさんありますね。印象的なCM などと投げかけることによって,メ は何ですか。 ディアの影響について考えるきっか CMは何のために必要だと思います か。 けをもつことができるようにする。 商品を買ってもらうため。 会社や商品のイメージをよくするた 『〇〇中学シ 『〇〇中学シチュー』という商品を 商品を多く販売する目的を前提に \bigcirc チュー』のCM 全国に売り出すために、テレビCMを 考えることにより、効果のあるキャ 作ろうと思います。みなさんはCMプ スティングができるようにする。 について, 班ご ロデューサーになったつもりで、この とにキャスティ 班で相談しながら進められるよう ングを考える。 商品の売り上げを伸ばすために、CM にするために、設定とキャスティン グする人を書き込むワークシートを で起用したい芸能人をキャスティング してみよう。 配付する。 ☆設定☆ 性別に意識が向けられるようにす 仲のよい4人家族。父、母、大学生と高校生の子ども。 るために, 教師が事前に考えた著名 家族の一人が『〇〇中学シチュー』を完成させたところ 人を提示する。(男女2人ずつ) に、別のことをしていた三人が集まってみんなでおいし 円滑に班での話合いを進めるため く食べているというCM。 に, 登場人物の活動をしている様子 【キャスティングする人】 をイラスト(顔は白抜き)で表した り,家族の中での立場を書き込んだ ①シチューを作っている人 ②車の洗車をしている人 りすることができるワークシートを ③洗濯物を干している人 ④掃除機をかけている人 準備する。 各班の代表者は前に出て、キャスティングした人の名前を書いた4枚の紙 を黒板に貼っていきましょう。 性別にとらわれない役割について考えてみよう。

各班がキャス ティングした人 を振り返り,性 別による偏った 見方の配役にな っていないか確 認するとともに, その理由を考え る。

自分の将来に おける家庭での

役割を考える。

- ①~④のキャスティングした著名人 を性別で見ると, 何か気付くことはな いですか。
- 家庭での役割について, みなさんの 家ではどうですか。
 - ・男性、女性の役割が何となく決まっ ているような気がする。
 - ・家事は、母親がほとんどしている。
- あなたがもし結婚したら, 相手とど のような役割分担をしたいですか。
 - 料理 洗濯
- ・育児
- 掃除 車の運転
- •機械操作
- 壊れたものの修理
- 今考えてもらった役割は、その人で なければとできないことですか。
 - 性別にこだわらなくてもできる。
 - ・どちらがやってもいい。
 - だれもが協力してやっている。
- 本時の学習を 振り返り, 感想 を書く。
- 最近では、メディアで『イクメン』 などが取り上げられています。CMで 男性が料理していることもめずらしい ことではありません。男女にかかわら ず協力して家事や育児をすることが増 えたこともメディアの影響があるかも しれません。メディアの情報を自分の 考えで読み取り、性別による偏った見 方になっていないか判断できるように なりたいですね。

- 各班で考えたキャスティングが性 別による偏った見方になっていない か気付く手がかりにするために、な ぜその著名人に決めたのか理由を付 け加えて発表できるようにする。
- キャスティングした理由を発表す ることで、性別に影響された役割に なっていないかどうかを見つめ直す ことができるようにする。
- 班活動での内容や自分のもつイメ ージを振り返ることで, 性別にかか わらず協力したり、支え合ったりす ることが望ましい姿であることを伝 える。
- メディアは悪い影響を与えるもの という偏った見方にならないように するために, 社会に貢献しているメ ディアのよさについて押さえるよう にする。
- メディアによる影響がきっかけで 日常における役割分担を, 性別によ る偏った見方で判断してしまうこと もあることを伝える。

【資料】○ワークシート

「〇〇中学シチューの登場人物をキャスティングしよう!」

年 組 名前()

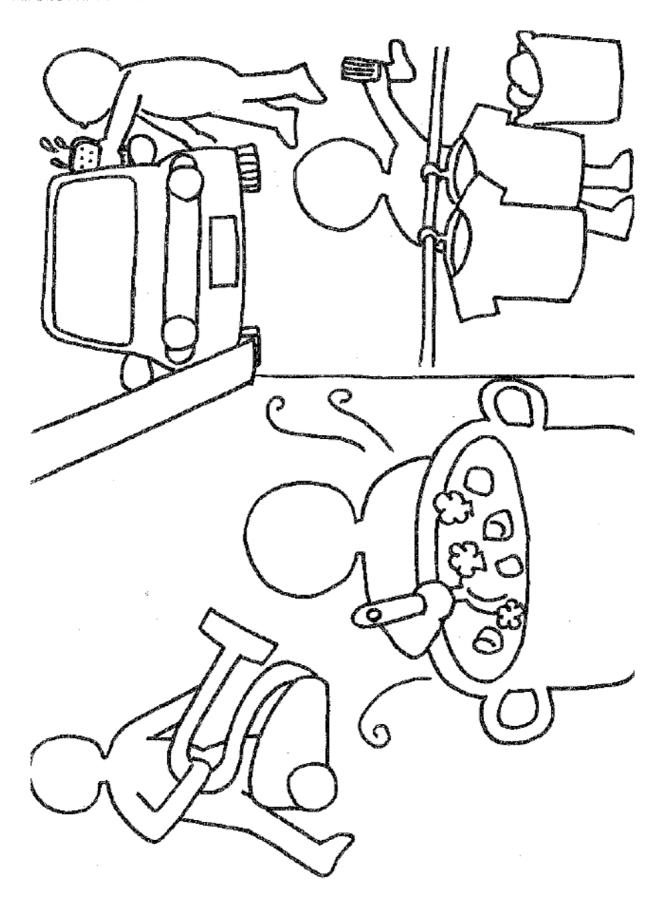
○それぞれの役割について起用したい人の名前を入れてみよう。 掃除をする人

洗車をする人

シチューを作る人

洗濯物を干す人

○上記のようにキャスティングした理由を書いてみよう。



デートDVに潜むジェンダー

1 第2学年(学級活動)

2 授業の位置付け

(1) 学習指導要領における位置付け

特別活動一学級活動

学級活動の内容(2)適応と成長及び健康安全

- エ 男女相互の理解と協力
- オ 望ましい人間関係の確立
- (2) 第3次男女共同参画基本計画における位置付け 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- (3) 第3次さんかくプランにおける位置付け

基本目標 I 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現 重点目標 2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

3 目標

デートDVがどのような行為であるかを知ることを通して、デートDVが起こる背景の一つに性別による偏った見方があることに気付き、お互いの考えや意見を尊重しようとすることができる。

4 目標に関する生徒の実態

男女の身体的な特徴が顕著になり、異性への関心の高まりや性衝動が生じるなど異性に対する心理面の変化 も顕著になる時期である。異性との人間関係を築くにあたってお互いに尊重すべきことについての理解も十分 であるとはいえない。

また、周囲の気持ちを考えない軽はずみな態度や行動で相手を傷つけてしまう場面がしばしば見られる。そこで本時の学習を通して、異性に対する互いの考えや意見を尊重しようとする態度を育てたい。

5 指導の工夫とポイント

- チェックシートを用いて自分の態度、相手の行動、言動について確認することで、デートDVとはどんなものかを具体的に理解できるようにする。
- 班で話合いをすることにより、男女それぞれの考えに触れることができるようにする。

6 準備物・資料

- ○チェックシート
- ○確認シート
- ○ワークシート
- ○相談窓口リスト

*資料は岡山市男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」(086-803-3355)にあります。

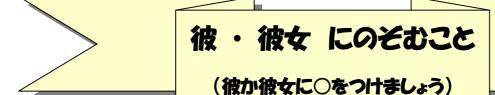
- ○パソコン
- ○プロジェクター (動画視聴用)

7 参考文献

- ○DV防止ハイスクール・セミナー指導の手引き 秋田県男女平等参画課
- ○望ましい人間関係の在り方と規範意識の育成について 広島県教育委員会
- ○デートDVチェックリスト アウェア
- ○「ヘルシーな恋愛って何?Vol.1メール編」 デートDV防止ユース制作 NPO法人エンパワメントかながわ(You Tube 動画)

8 指導案

学 習 活 動	主な発問と予想される反応	教 師 の 支 援
1 事前アンケート	○ 「彼・彼女にのぞむこと」に関する結	事前アンケートの結果を見ることで、
の結果を知る。	果について、どう思いますか。	男女によって考えの違いがあることを
	・男女でかなり違う。(ほぼ同じ)	伝える。
2 デートDVチェ	○ 交際したことがある人はそのときの	・ 考えにくい項目について今の自分の判
ックリストを行う。	ことを、交際したことがない人はもし交	断で答えればよいことを伝えることで,
	際したらこんなことがあるかもしれな	交際経験の有無にかかわらずチェック
	いということにチェックを入れてみま	できるようにする。
	しょう。	チェックリストに記入後、確認シート
		を配付し、チェック項目を確認すること
		で、これらはすべてデートDVにあたる
		内容であることをおさえる。
	デートDVについて考え	とよう。
3 なぜデートDV	○ なぜデートDVが起こるのか、その理	個人で考えたことをもとに、班で意見
が起こるのかを考	由を考えてみましょう。	- 交換をして、男女どちらの考えにも触れ
える。		るようにする。
	○ デートDVの被害は男女どちらに多	・ 性別に関わることを意識した意見を取
	いのか、または同じぐらいなのか考えて	り上げることによって、デートDVが起
	みましょう。また、その理由も考えてみ	こる背景の一つに性別による偏った見
	ましょう。	方があることに気付くことができるよ
	・女性かな?男性は力が強いから。	うにする。
	・言葉による暴力もあるから、男性も	
	女性も被害が多いかな。	
	○ 班から出た意見を発表してください。	・ 班で意見交換の時間を設けることによ
	・相手のことを独占したい。	って、自分が考えた理由のほかに様々な
	・自分の思い通りにならないと気が済	DVの起こる要因があることに気付く
	まない。	ことができるようにする。
	・相手の気持ちを考えられない。	
	○ いくつかデータがあるので確認して	いくつかの調査結果を提示すること
	みましょう。	で、男女どちらにも被害があることを確
		認できるようにする。
4 動画を視聴する。	○ 大学生が作成した動画があるので、前	・ デートDVが起きないようにするため
	の活動で気付いたことに留意しながら	に、心がけたいことを意識できるよう、
	見てみましょう。	視聴の観点を示す。
	動画〈ヘルシーな恋愛って何?Vol.1メール編〉(4分)	
	・思いやりの心をもち、相手のことを	
	尊重したい。	
	・安心できる関係を築くために、互い	
	の個性や人格を大切にしたい。	
5 相談窓口を知る。	○ 県や市には様々な相談窓口がありま	自分のこととしてこれからの生活に結
	す。もし、自分が被害を受けることがあ	びつけて考えるために、もし被害を受け
	った場合、一人で悩みを抱え込まず、相	た場合は一人で抱え込まず、相談するこ
	談することや相談できるところがある	との大切さを理解できるようにする。
	ことを知っていることが大切です。	
6 授業で学んだこ	○ 本時で学んだことをワークシートに	・ チェックシート・確認シートを見るこ
とをまとめる。	書きましょう。	とで、デートDVには、からだへの暴力
	・デートDVは、からだへの暴力だけ	だけでなく、様々な暴力があることを再
	でなく、言葉・性的・こころ・経済的	度確認できるようにする。
	等様々な暴力ある。	



あなたが彼・彼女を選ぶときに重要だと思う条件を3つあげてみよう。 (例:かっこいい,優しい,明るい,かわいい,運動神経がいい・・・)

1.	()
2.	()
3.	()

彼・彼女 にのどむこと

(彼か彼女に○をつけましょう)

あなたが彼・彼女を選ぶときに重要だと思う条件を3つあげてみよう。 (例:かっこいい,優しい,明るい,かわいい,運動神経がいい・・・)

1.	()
2.	()
3.	()

交際(

行動チェック

1.	「自分の態度は?」(付き合ったことがない人は友達にこんなことをしていないかチェックしてみょう)
	①相手が自分の意見に従わないとイライラしたり、怒ったりする。
П	の切手が仲の ししか自ノー ているしば なし きり きりょり する

- □ ③腹が立つと、相手の目の前で物をたたいたり、壊したりする。
- □ ④相手の考えや希望を尊重しないで、自分1人で決めることが多い。
- □ ⑤相手は自分より劣っていると思っている。
- □ ⑥付き合っている相手は「自分のもの」だと思っている。

2. 「相手の行動は?」(付き合ったことがない人は友達からこんなことされていないかチェックしてみよう)

- □ ①あなたのことを「バカ」などと、いやな言い方をする。
- □ ②あなたが他の用事で会えなかったりすると、ふてくされたり、怒ったりする。
- □ ③あなたが誰と話すか、誰と一緒にいるかなど、何でも知りたがる。
- □ ④あなたに対して怖い態度や行動をとり、そのあと謝ることが多い。
- □ ⑤話をそらしたり、きちんと聞いてくれなかったりすることが多い。
- □ ⑥「自分のことが好きならいいだろう」と気の進まないことをさせる。

3.「これって暴力?」(これは暴力だと思うものにチェックしてみょう)

- □ ①相手のいやなことを言い続ける。
- □ ②「死ぬ」と言っておどす。
- □ ③何を言っても無視をする。
- □ ④殴る,蹴る,髪の毛を引っ張るなど。
- □ ⑤つばを吐きかける。
- □ ⑥相手に物を投げつける。
- □ ⑦性行為を強要する。
- □ ⑧AVや雑誌を見せたりする。
- □ ⑨避妊に協力しない。
- □ ⑩友達づきあいを制限する。
- □ ⑪勝手に携帯のメールを見たり、着信履歴を確認したりする。
- □ ⑫メールをすぐに返信しないと怒鳴ったり、不機嫌になったりする。
- □ ⑬電話番号やアドレスを消させる。
- □ ⑭お金を借りて,返さない。
- □ ⑮お金を支払わない。

交際(テートDV) 行動チェック

1.「自分の態度は?」

ひとつでも該当する項目があった場合は,自分の態度・行動を見直しましょう。

2. 「相手の行動は?」

ひとつでも該当する項目があった場合は、デートD Vではないかと考えてみましょう。

3.「これって暴力?」

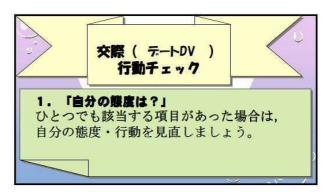
これらの行為はすべて暴力行為です。

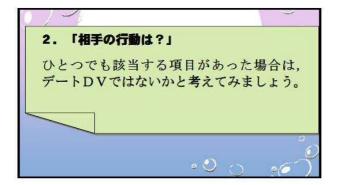
- ①~③ 言葉の暴力
- ④~⑥ からだへの暴力
- ⑦~⑨ 性的暴力
- ⑩~⑬ こころへの暴力
- 個~⑤ 経済的暴力

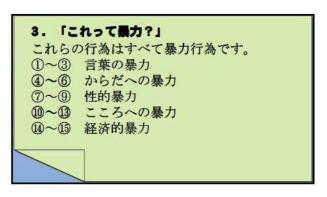
	テートDVI	こついて考えよう	
 なぜデートDVが (自分の意見) 	起こるのか理由を書きま	こしょう。	•
(班員の意見)			
	ут П . И. Т. И. О. 184 г. 184		
	は男性・女性のどちらに 女性 同じぐらい	-多いのでしょう? ` (どれかに○をつけまし、	ょう)
3. 2でそれを選んだ (自分の意見)	理由を書きましょう。		
(班員の意見)			
4.授業で学んだこと	を書きましょう。		
()年	()組()番 氏名()

○提示するスライド例









デートDV被害データ 内閣府(H24.4) 女 13.7% 男 5.8% 東京都(H25.2) 女 42.4% 男 31.3% 京都市(H24.3) 女 13.9% 男 11.9% 横浜市(H20.3) 女 26.7% 男 14.9% 高校生 21.0% 12.5%

デートDV被害データの出典について

データの出典について

○内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書 (平成24年4月)」(項目:交際相手からの被害経験,対象:全国20歳以 上の男女)

○東京都生活文化局「若年層における交際相手からの暴力に関する調査報告書(平成25年2月)」(項目:被害経験の有無,対象:東京都内に在住する18歳~29歳の男女)

○京都市「デートDVに関する実態調査(平成24年3月)」(項目:デート DVを受けたことがあるか、対象:京都市域に拠点を置く大学に在籍す る学生)

○横浜市市民活力推進局「デートDVについての意識・実態調査報告書 (平成20年3月)」(項目:デートDVの被害経験,対象:横浜市内の高校 4校(すべて共学)の高校生及び大学や専門学校等3校の学生)

世界の国々の女性の人権を考えよう

- 第3学年(学級活動)
- 授業の位置付け 2
 - (1) 学習指導要領における位置付け 特別活動—学級活動 学級活動の内容(2)適応と成長及び健康安全 社会の一員としての自覚と責任
 - (2) 第3次男女共同参画基本計画における位置付け 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - (3) 第3次さんかくプランにおける位置付け 基本計画Ⅲ 性別にかかわらず、多様な意見が生かされる元気なまちの実現 重点目標7 国際的な取組についての理解及び協調、連携
- 3

現代社会において、女性の人権が女子差別撤廃条約をはじめとするさまざまな法律によって保障されていても、国や地域の社会通念や文化・制度により女性の地位や権利に対する考え方が大きく隔たっているということを知り、女性問題について、国際的な視野から考え、性別に関する人権に対する自分の意見を述べることができる。

目標に関する生徒の実態

生徒は、社会科や家庭科などの教科の時間、また人権週間など学校教育全体を通して、日本における性別に起因する人権問題について、ある程度理解している。ただ、国際的な視点から考えることができる生徒はわずかであるのが現状である。それは、メディアで取り上げられることが少なく、そもそも世界の女性を別の実施な生になった。なれば、メディアで取り上げられることが、少なく、大きは世界の女性を別の実施な生になった。 こで、本時は世界の女性差別の実態を生徒に知らせ、生徒同士の意見交換等を取り入れた学習を 通して、世界の女性差別について国際社会を形成する一員として自分ができることを考えようと する資質を高めたい。

指導の工夫とポイント

- 導入では、国際NGO「プラン・ジャパン」の Because I am a Girl キャンペーンの文章を紹介
- し、世界の女性差別の実態を考えるきっかけとする。
 展開では、人権に関するクイズを行うことで生徒の興味・関心を高めるとともに、クイズを通して国や地域によっては、必ずしも女性の人権が保障されていない現状をとらえることができるようにする。また、2本のビデオの視聴をもとに、女性差別の原因や背景を考えさせることによって、大性差別の実施になる。
- って,女性差別の実態に迫る。 国連の女性差別撤廃啓発ポスターに入るスローガンを考えるという活動を通して,生徒一人ひ とりの人権意識の高まりにつなげるとともに、問題の解決には国際的な支援が不可欠であることをとらえることができるようにしたい。なお、日本のスローガンは「紅一点じゃ、足りない。」 (平成25年度)である。国会議員の女性の割合など、意志決定の場に女性が欠けていることを 示している。
- まとめでは、内容がやや衝撃的なものもあるが、そこだけに焦点化することなく、世界の平和、 連携、協調といった視点から世界各地の女性差別の実態をとらえることができるようにしたい。
- 準備物・資料 6
 - ○女子差別撤廃条約
 - ○プラン・ジャパン Because I am a Girl キャンペーンの資料

(http://www.plan-japan.org/girl/about/why.html) ビデオ「タバコ産業に従事する女の子たち(インド)」「13歳の花嫁(ニジェール)」については当ホームページのライブラリーを参照

- ○パソコン
- ○プロジェクター
- ○ホワイトボード
- 参考文献・ホームページ
 - ○地図で見る世界の女性 ジョニー・シーガー著 明石書店発行
 - ○男女共同参画統計データブック2012 国立女性教育会館編
 - ○プラン・ジャパン Because I am a Girl キャンペーンホームページ

(http://www.plan-japan.org/girl/special/)

8 指導案		
学習活動 1 本時の内容を 知る。	主な発問と予想される反応 ○ 「13歳で結婚。14歳で出産。恋は,まだ知らない。」という文章を見て,何を感じましたか。 ・好きでない人と結婚させられた。 ・わたしなら絶対いや。 ・早すぎる。	教師の支援 ・現実の世界に起こで、世界名とといることで、世界に起ことで、世界れることで、世界れることが、において、厳しいとらえるといる女性がいる」ともる。とかがのようにすることを確認することができることを確認することができることを確認することがでのこととして、でのこととして、でのこととして、でのこととして、でのこととして、でのこととして、でのこととして、でのこととして、でのことという。
	世界の女性の人権について考えよう。	
2 世界の女性に 関する人権クイ ズに挑戦する。	○ 次の問題に答えてみてください。全部で5問です。問1 19歳までに結婚する少女の割合は? (ニジェール)問2 妊婦10万人につき死亡した妊婦の数は? (サハラ以南のアフリカ)問3 進学する少年の割合は53%。では、少女の割合は? (イエメン)問4 学校に通う15~18歳みつがない少女の何分の1? (ジンバブエ)問5 警察に通報された全暴へのよい少女の何分の1? (ジンバブエ)問5 警察に通報された全暴力犯罪のうち、何%が夫から妻へのあったか? (ペルー)	・ 正解を導くことが, 重要ではなく, 世界における女性差別の実態を知ることが重要であるということを補足する。(プロジェクター)
3 2本のビデオ を視聴する。	○ 1本目は「タバコ産業に従事する女の子たち (インド)」(3分)です。2本目は「13歳の花嫁(ニジェール)」(3分)です。 ○ ビデオを視聴してどう思いましたか。 ・驚いた。 ・含の自分では考えられない。 ・男子はどうしているのか。 ・男子はないのか。 2つのビデオに共通する女性差別の背景は何だと思いますか。 ・男性中心の社会 ・女性を人として尊重しない社会	・ 現実に起きている実態を映像を 現実に起きてで、人を した知識とはる。 見た知識とはる。 早たのださるは 中の危険を衝に伴う暴力や HIV の危険でするに の危険でするに の危険でするに でのやいないない でいれて がするとが できる。 ・ のたのでは ののでいかのので がいながられ がいない がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がいれい がい がいれい がいれい がいれい がいれい がい がい がい がい がい がい がい がい がい が
4 世界的な女性 問題に対する取 組を知る。		・ 条約が存在することがポイントであるため,女子差別撤廃条約の内容は,紹介にとどめるようにする。(資料)
5 女性差別撤廃 を目指すスロー ガンを作る。	 ○ 国連の女性差別撤廃啓発のポスターを作成すると仮定して、スローガンを考えてみましょう。 ○ 世界に何を訴えたいか、班でテーマを絞って作ってみましょう。 ・貧困 ・性 ・社会構造 ・女性に対する意識 ○ 各班の代表者は、スローガンを発表してください。 	・ できるには、、を できると とことを している とことの にいる から とことの できるが とことの さるの きんで
6 本時のまとめ をする。	○ 世界の女性差別の現状を知って感じたことや考えたことを書いてみましょう。○ 国際社会を形成する一員としてこれから自分にできることを考えていきましょう。	・ 本時の内容は日本でも解決に向けて今も取り組んでいる課題であり、一人一人がこの課題に向き合うことが大切であることを補足する。(ワークシート)・ 出来上がったスローガンを校内や地域社会に発信する等、活用の場を作ることが望まれる。

3年 組 番 名前

1 「13歳で結婚。14歳で出産。恋は、まだ知らない」という文章を見て、あなたは

	何を感じますか。			
2	①ビデオを見た感想を書きましょう。			
Ī	②2本のビデオに共通する女性差別の背景は、何だと思	いますか		
]				
3	授業を受けての感想を書きましょう。			
	自己評価:5段階:分かった(5・4・3・2・1)分か	らなかった		
	・感じたことや考えたこと、自分にできることなど	・もっと知りたいこと		

世界の国々の女性の人権を考えよう

13歳で結婚。 14歳で出産。 恋は、 まだ知らない。

結婚

・ニジェール

19歳までに結婚する少女の割合は?

約30%

約50%



※少年は4%

出典「地図で見る世界の女性」ジョニー・シーカー。明石書店、2005

出産

サハラ以南のアフリカ 妊婦10万人につき死亡した妊婦の数は?

2500人 5000人 ※アメリカは30人



出典「地図で見る世界の女性」ジョニー・シーカー、明石書店、2009

若い母親

・15~19歳の女性1000人あたりの 出生数 アンゴラ 219人 コンゴ民主共和国 217人 ソマリア 213人

※日本 4人

出典「地図で見る世界の女性」ジョニー・シーカー。明石書店:2005

学校教育

・イエメン 中学校へ進学する少年の割合は 53%。では、少女は?

約5% 約15% 約25%

出典「地図で見る世界の女性」ジョニー・シーカー、明石書店、2005

エイズ

・ジンバブエ

学校に通う15歳~18歳の少女が エイズに感染する率は、そうでない 少女の何分の1?

2分の1



出典 Global Coalition on Women and AIDS

DV(ドメスティック・バイオレンス)

・ペルー

警察に通報された全暴力犯罪のう ち何%が夫から妻への暴力であっ たか?



出典「地図で見る世界の女性」ジョニー・シーカー。明石書店、2005

○女子差別撤廃条約(配付資料)

女子差別撤廃条約 1979年12月18日国連総会で採択 1985年日本批准

前文 省略

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及 び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な 措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置を とることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていか なる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これ らの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に 基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及 び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに 子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保す ること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

日常生活での役割分担を考えよう。

(性別による役割分担)

1 第1学年(学級活動)

2 月 標

- セックス(生物学的・生理学的な性別)に対して、ジェンダー(社会的・文化的に形成されてきた性別)があることに気付くことができるようにする。
- 身近な生活の役割分担について、多様な考え方に気付き、性別にとらわれない生き方ができるようにする。

3 目標に関する生徒の実態

○ 学校生活では、学級活動や生徒会活動などにおいて、男女が協力して取り組む姿がよく見られる。また、学校行事の際、全体をまとめ、主導的な立場で活躍している女子生徒の様子も見受けられる。しかし、地域社会や家庭においては、いまだに固定的な役割分担意識が根強く存在している。生徒たちは、親や周りの大人を通して、無意識のうちに性別による役割分担を固定化している実態があると思われる。

そこで、本時の学習を通して、性別にかかわらず自分の個性や能力を発揮し、よりよく生きようとする意識を高めたい。

4 指導上の工夫とポイント

- 事前にアンケートを行い、性別役割分担に対する意識を調べ、生徒の実態に合った資料を提示していくようにする。
- 具体的な場面について考えることを通して、日常生活の中で、何気なく過ごしていることや 当たり前に感じていることの中にジェンダーがあることについての意識を高める。
- 自分の意見を発表したり、自分とは異なる他者の意見を聞いたりする中で、多様な考えに気付き、ジェンダーに過度にとらわれない自分らしい考え方ができるようにする。
- 性別役割分担にとらわれない生き方をしている人を紹介し、自分の生き方は自分で決めてい くこと、また、個人の選択肢を狭めず、自分の個性や能力を生かす生き方が大切であることを 押さえる。

5 準備物

- 事前アンケート
- 育児休暇を取得した男性の資料
- 〇 ワークシート

6	指導案						
	学習活動	主な発問と予想される反応	教師の支援				
1 事前アンケートの 結果「こんなことど う思う?」の中から 考えが分かれた内容 について話し合う。		○ 事前アンケート結果を見て、 なぜそう考えたのかを話し合い ましょう。	・ 事前調査「こんなことどう思う?」の中から、考えが分かれた内容を選び、提示して、課題意識を高める。 ・ 調査の結果がジェンダーに基づく偏見を読み取りにくいものであった場合は、各家庭の家事(育児など)の実態を聞いてみる。 ・ 話し合いを通して、自分が当然だと思っていたことでも様々な考え方があることに気付くことができるようにする。				
	F	常生活での性別による役割分割	旦を問い直そう。				
(1) (2) おきずのである。		 「男」「女」から連想するものでとれているのではない、ようがののはがからはない、ようがないではない、ようがなからいではないである。 「男」「女」がおりがあり、のはいないであり、のはないないであれないであれないであれないであれないである。 「られるからいからいからいからいからいがらいであれないであれないであれないであれないであるがあるのがあるがあるのがあるのがあるのではないである。 「とでしたないではどれているのがないできませいではないであるのがあるのがあるのではあるのではあるのではあるのではあるのではあるのではあるのではないでは、またはいいでは、またはいいでは、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また	・ 黒板に「男」「女」の大きめのカ書きの大きないの大けででは、男女別に分を確認がようないがいまする。 からいまり、のがないないがないないがないないがないないがないないがないないがないないがない				
たこ をり	今日の授業で思っ ことや考えたこと フークシートに記 つる。	○ 今日の学習を振り返って、思ったことを書きましょう。	個人の選択肢を狭めず、個性や能力を生かす生き方が大切であることを中心にまとめる。学級の中で、性別による役割分担をしていることはないかどうかにも触れ、今後の生活で実践できるようにする。				

7 資料 〇事前アンケートの例

(1) 男・女から連想することを下に書きましょう	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
男と言えば	女と言えば
(2) 「こんなことどう思う?」	
次のような場合、あなたはどのように思います	か?よいことだとか、そのとおりだと思う
ものには○、おかしいとか、ちがうと思うものに	は×、どちらとも言えないと思うものには
△を記入しましょう。	•
① 創作ダンスの授業は、女子だけが受けるのがい	
② 親が女の子には「やさしくかわいい子に」、男の)子には「強くかしこい子に」なることを望
むのはよいことだ。()	
③ 力仕事はやっぱり男性にたのむほうがいいと思	
④ 女性は、子どもが生まれたら仕事をやめて家に	
⑤ 男性は、仕事で心身ともに疲れるので家事をし	
⑥ 子どもが熱を出したとき、看病のために仕事を	
⑦ 女性の方が、男性より料理が上手であると思う。	
⑧ せんたくやそうじなどの家事は、男性より女性	
⑨ 「男は仕事、女は家庭」というのが自然な形だ	
⑩ 子どもを育てるのは母親の仕事であると思う。	
(3) 学校生活の中で、「女子」「男子」ということ	で、役割を分けていることはありますか?
思いつくことを下に書いてみましょう。	

〇事前アンケートの結果(一部を抜粋)

男 19 名 女 17 名 計 36 名

「こんなことどう思う?」	0		Δ		×	
(数字は人数)	男	女	男	女	男	女
創作ダンスの授業は、女子だけが受けるのがいいと思う。	7	2	9	4	3	11
力仕事はやっぱり男性にたのむほうがいいと思う。	17	12	2	4	0	1
女性は、子どもが生まれたら仕事をやめて家にいるのはあたりまえだ。	4	1	8	6	7	10
洗濯やそうじなどの家事は、男性より女性にあった仕事であると思う。	10	5	6	5	3	7
「男は仕事、女は家庭」というのが自然な形だと思う。	7	2	8	5	4	10

〇育児休暇を取った男性の資料

平成4年(1992)4月~ 育児休業法施行

1歳未満の子どもを育てる労働者は男女を問わず育児休業を取ることができる。

平成15年(2003)4月から育児休業期間が3年に延長されている。

岡山県の職員で育児休暇を取った男性の紹介

~インタビューから~

この方は、児童相談所に勤務して、児童心理司という仕事をしている。(子どもの心理検査をしたり、子どもやその保護者などの心理治療をしたりしている。)

育児休暇を取った理由は?

理由は、自分自身のため。具体的に言えばたくさんあるが、大きく分けると次の2つ。

1つは、「子どもが求めるときにそばにいてやりたい」ということ。子どもが親を求める期間は短いと聞いていたので、その間に付き合わず、将来後悔して過ごしたくはなかったから。

2つめは、妻に対するささやかな対抗意識。家事や育児に関してほとんど毎日といってよいほど グチを言う妻を見ては「こんなに楽で、楽しいことをしといてグチを言うなんて!仕事をしている 方がどれだけ大変か…。そんなに大変なら、交代して妻以上にこなしてやろう」という思いが正直 あった。

周囲の反応は?

育児休暇を取ることは、2人目の子どもの妊娠が分かった時にはすでに決めていた。そのため、常日頃から上司や同僚の前で「2人目が生まれたら、育児休暇を取るつもり」と口にして反応をうかがっていた。少しでもインパクトを減らしておかないと取得は難しいと考えたから。皆それなりに察してくれ、協力してくれた。その点は恵まれていたと思う。

(第2子が生まれてすぐに11ヶ月間の育児休暇を取る。妻は3ヶ月の出産休暇ののち仕事に復帰。)

|育児休暇をとって変わったことは?|

育児休暇を取って、毎日子どもと向き合うと、その難しさを感じた。

子どもは機嫌の良いときもあれば、悪いときも当然ある。たとえば、子どもを怒るとき、やさしく怒るとまったくこたえないし、怒りすぎるとパニックになって現実が進まなくなる。

私にとって「可愛いだけのわが子」や子どもにとって「やさしくてただ遊んでくれる父親像」は、 もろくも壊れ去っていった。だけど、現在は本当に充実した関係をわが子と持てるようになった。 それに加えて以前より、妻よりのスタンス(立場)に立つようになった。妻の言うことはグチでは なく、現実なのだと思えるようにもなった。

また、子育てを通して近所や地域の人と出会え、子育て支援のNPOスタッフとして参加するようになった。(現在も公民館と協力して子育て支援の講座を定期的に開催し、父親の育児への積極的な参加を促している。)

将来、育児休暇を取るかもしれない男子中学生に何か一言

ぜひ、取ってください。得る物は大きいですよ。父親は、育児休暇が取れるのであれば、実は結構取りたいと思っているのではないかと思う。

「取って当然だ」という社会に早くなってほしい。しかしそのためには、経済的な支援が充実されなければならないと思う。



○デンマークの現状

(NHKスペシャル/データマップ 63 億人の地図『第 7回 出生率〜女と男・支えあう未来へ』 平成16年(2004)9月26日放送内容より)

先進国の中で、最も出生率の伸び率の高いデンマークを紹介する。この国では、男性が育児に参加するのが当たり前になっている。育児休暇を取っているお父さんは「子育ての大変さを体験して、妻への理解が深まった。」と言う。

また、子どもを持ちながら働くある女性は「女性が働くのが当たり前の社会にいる。もちろん、子どもを愛している。でも、子どもがすべてではなくて、自分の能力を生かして働くことも大事だと思っている。」と言う。

Oワークシートと記入例

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	()年()組()
(1)「こんなことどう思う?」で友達の意	見や考えを聞いて、どう思いましたか?
- AMANINA III.	
(2)「生物学的・生理学的な性別」である	セックスに対して、
「社会的・文化的に形成され	
PERH SCIENCE	
(4) 人口办兴羽之振り写。之 点八轮用。	- よっしい本によっした事本士しょう
(3) 今日の学習を振り返って、自分が思っ)にことや考えにことを書きましょう。
なことどう思う?」で友達の意見や考えを聞いて、どう思いましたか?	〇 「こんなことどう思う?」で友達の意見や考えを聞いて、どう思いましたか?
好魔旅校人、7 ¹⁵ 在51111位大思います。	自所义遂江色内好意見至南いて、納得村3章とか新得「牙」「夢とから」「本って
では男性も育児をこなすことははいめてきいて、日本も	
	製しまな換するのか。面白かったです。
こなれば良いのではないかと思いました。	2HLTEA餐是空間UT自写A考示的"变的写打生。

○ 今日の学習を振り返って、自分が思ったことや考えたことを書きましょう。

今日の授業を振り返えるおと、野とサ子は関係なく、家事を (たり、育児をこなしたりすることは男子が母の気持ちにないたり するからいいと思いました。 日本もか国のようになったらいいなぁ、と思いました。 ○今日の学習を振り返って、自分が思ったことや考えたことを書きましょう。 デンマーワのビデオを見て男の人でも育児体験をとったり家事をしたりする のがすごいなあと、思った。将来、日本もこんならうによるのがなあと思った。

○ 今日の学習を振り返って、自分が思ったことや考えたことを書きましょう。

日本では、男はこう、失いうというのがあって、誰もがそれにとられているとかよう。デンマーワの人たちのように、男も女もいっしょに子育てできるようなななは、とてもいいとかもいます。古い考えばすって、よりよい習慣をあたりまえだと思えるようになりたいです。今日の授業は、とても知ら致になりました。

〇 今日の学習を振り返って、自分が思ったことや考えたことを書きましょう。

男術の人が育児体験をとないとは知っていたけど、僕は書作の人が育児体験をとなっていました。作出で、デンマークの人のセフリント に載っていた人達の話を聞いてみると、「毎日の3代で向き合う難けを感じた。 た、おど得る物は結構ある人がなど、思いるした。

〇板書例

「こんなことどう思う?」

せんたくやそうじなどの家事は、男性 より女性に合った仕事であると思う。

そのとおりだ○

どちらとも言え ない△

おかしい×

生徒の意見



- ・ズボン ・スカート
- ・髪が短い ・髪が長い
- ・スポーツが ・手先が器用 できる ・よくしゃべる
- ・力仕事

・ひげが濃い

- ・活発
- ・ピンク色 ・家の仕事
- ・胸が豊か

セックス 生物的・生理学的

な性別

ジェンダー

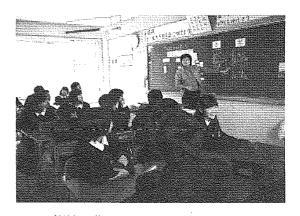
作られた性別

社会的文化的に

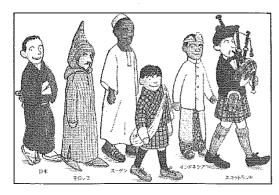
〇授業風景



学習活動1 グループでの話し合いの様子



学習活動 2 男女のカードを入れ替えて説明を しているところ



学習活動2で使った資料 「男の人もスカートをはいている国があるのを 知ってる?」

※参考文献「こんなのへんかな?」大月書店

性別にかかわらず自分らしく生きる

~性同一性障害への理解を通して~

(個性の尊重)

1 第2学年 (学級活動)

2 目標

○ 性同一性障害について知ることで、性別が単なる外見上のものでないことを理解するとともに、「男(女)はこうあるべき」という考えにとらわれることなく、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生きていくことをお互いに認め合うことができる。

3 目標に関する生徒の実態

○ 性同一性障害は、最近メディアで取り上げられることも多くなってきたため、中学生の中に も「聞いたことがある」という生徒もいくらかはいると思われる。しかし、どういうものか「知 っている」という人は、まだまだ少ないのではないかと思われる。

性同一性障害を単に嗜好の違いとしてとらえたり、「気持ち悪い」「ふざけている」等のマイナスのイメージでとらえている場合も少なくない。そのイメージから、相手をからかったり、見下すような発言をしたりすることもある。またそうでない場合も、当事者以外は自分とは関係のない特別な人の問題であるという意識が強いと思われる。

そのような実態をふまえ、性同一性障害とはどういうものかを理解し、その当事者のつらさ や苦しみに共感できるようにする。と同時に、一人ひとりの個性を互いに尊重し合える態度が 大切であることに気付かせたい。

`4 指導の工夫とポイント

- 一人の女性として自分らしく生きていくことを選択した、世田谷区議会議員の上川あやさんについての資料を取り上げる。「心の性別」と「体の性別」の不一致により、上川さん自身も気付かないうちにストレスをため苦しんでいた過去について押さえ、性同一性障害が単に嗜好の問題でないことを押さえるとともに、自ら声を出し誰もが生きやすい社会を目指して活躍されていることを知らせる。
- 近年専門医の診断によって性別適合手術が日本でも行えるようになり、条件がそろえば、戸 籍の性別も変更することができるようになったが、まだまだ課題も多いことを知らせる。
- 根強くある「男(女)はこうあるべき」という考えに、「自分らしく自然に生きる」という 人として当然の思いが妨げられていることを理解し、性同一性障害に限らず一人ひとりの個性 が認められる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会であることを認識できるようにする。

. 5 準備物

- 読み物資料
- 〇 ワークシート

6 指導案

学 羽红乱	ナカが問して担かっては	#4.6T a -1-150
学習活動	主な発問と予想される反応	教師の支援
1 性別について考 える。 	何と答えますか。 ・男 ○ もし、あなたの心はそのままで、体 だけが逆の性別になってしまったら、 どう答えますか。	・ 性自認が男ともくない ・ ななにもくる。がにもよる存在のとき、周りので応じる。 ・ るうかど想像してあるかが想像してあるかが想像してあるかが想像してあるかがある。
2 資料1を読む。	・体の性別・わからない○ 上川さんの「自分らしく自然に生きる」を読んで考えましょう。	・ 内容を理解できるよう教 師が音読し、難しい語句に は説明を加える。
どうし	こかかわらず、すべての人が自分らしく生きったらよいか考えよう。 	るためには -
3 性同一性障害と はどのよう事も か知ら、当 からさ 知る。	 ○ 性同一性障害とはどのようなものですか。 ・心と体の性別がちがうこと。 ・性別適合手術を受ける人の状態。 ○ 上川さんは男性として生きていく中で、どんなことがつらかったのでしょうか。 ・なよなよしていると言われること。 ・みんなにうそをついていること。 	・ 性別適合手術に対応を 更ができるように性子の変れのできる。 ではいて、世代のできないで、他できるでは、他できないでででは、他ではないではではできないでは、 性にないでは、はいいでは、はいいでは、 が多いでは、 はる。
	・ありのままの自分を受け入れてもらえないこと。 ・誰にもわかってもらえないこと。 ・相談できないこと。 ・日歌できないこと。	・ 無理に男性を演じている ことの苦しさや自分を否定 することしかできないつら さに気付かせる。
	たのでしょうか。 ・自分の居場所をなくしてしまうことを考えると、とても怖かったから。 ・みんなに変な目で見られるから。 ・いじめられるから。	誰にも言えなかったのは 「男(女)はこうあるべき」 という考えが根づいている 社会のせいでもあったこと に気付かせる。
4 自分の経験を振り返る。	○ 上川さんは自然にふるまっているのに「なよなよするな。」と言われらした「男(女)と言われていましず、のはおかしい」などと言われて嫌なあいをしたか。 ・女なのに気が強いと言われて嫌だった。 ・男なのに力がないと言われて悩んだ。	・ ショネ は は ない は ない は ない は ない は ない は かい が は かい が は かい が は かい が は ない が は かい かい が は かい かい かい は かい かい かい かい は かい
5 自分らしく生き られる社会につい て考える。	○ すべての人が自分らしく生きられる 社会とはどういう社会なのだろうか。・みんなが無理をしなくて、ありのままでいられる。・一人ひとりの個性が認められる。・偏見を持たない。	・ ジェンダーにとらわれる ことで、自分らしさが失わ れてしまうこともあるとい うことを押さえる。
6 資料2を読む。	○ 上川さんは、自分が当事者であることを公表して、誰もがのびやかに暮らせる地域社会を目指して多方面で活躍されています。	・ 理解し応援してくれる人生がいることができれるとそうとができれたを変をしていくことができることではいいせ、展望を持たせる。
7 まとめをする。	○ 誰もが自分らしく生きるためには、「男はこう」「女はこう」と分けてしまうような考え方ではなく、一人ひしとの個性や多様な生き方を認め合えることが大切なのですね。 ○ ワークシートに自分の思いを記入しましょう。	・ ジェンダーにとらわれないことは、性同一性障害の人だけでなく、することにが自分らしく生きることにつながることを押さえる。

7 資料

〇読み物資料

自分らしく自然に生きる

口女 1

めな方は、いしから自分な「乳である」とが「女へある」とな問い記め来したな。なは、あなだは自分を「鬼ため」となった「鬼である」となったのと「れるのと」という。

上川あやさん(右の写真)は、柱局一柱障害であることをもってたべ、女柱として甲戌15年(2003)5月、東京町世田や区議会路員に議員れ活躍されている方です。「柱间一柱障略」という信葉を辿めて属いた人もいるでしょう。これはさても簡単に言った、「やの柱監」と「杯の柱照」がおがかた

いひにんです。よして、この影響なのもと在監験の事情(なの在監体のの知识に合わたる事態)などを行うにたらられる年の中観をはる治療も行われています。エニュクは、年度10年(1998)に在國一有議劃と影響にたましたが、それまた

の27年間は男性として生きてこられました。

・谷い値、なせだかわからないけれど、ほくとかおれて呼ぶことに結ばがあのました。とうして自分が思の子として汲むれるのかも疑問でした。 皮肤するにつか、個のが男女を強襲しはいめて、自分にとっていここかの良い場形がなくなっていまました。 自然にふるまっているのに『ゆよみよするな』と問われるのです。 がら、いじめられないように、男の子としてどうふるまったらこいが、こうも国のの男の子だちを観察していました。

ろたした。 ださにもひかってもの火ゆい質徴感の解筋膜のいりばいたした。」(中校16年(2004)11年に行むれた「三氏んの「みんか<西田」かの観覚みの)

── 田分の「少の付別」が女性であることに、はじめは上川さん自命、鬼づかなかったやうです。しかし、昭在した「田分のしくない不田然な」も超を続けていく中で、しいに務成になってしまいました。そして、それがおっかけたなり、田分の「もの在別」について考えるようになっていったのだそうです。十川さんは、そこたもめて自分の「ゆの在別」が女性であると気はいたのです。

るようになって並だそうです。 上川さんは、「自分のしく自然に生きる」だめに、男性から女性としての鞠らしを滅び択した。逆に、女性から男性へという場合ももかろんあり訳す。この説代も没して樂なことはかのたはありません。在同一年解略の人だちに以ゆ

27歳からの3年間の柱の移行の時期を終て、やった目分が女性であると題

る社会の凶命は、実だ都供したほかのなのです。しかし、「自分のしく自然に生きたい」という願いは、だれもが同じよりにもったいる難いです。我同一指揮他の人に限らず、すべての人のそんなおおりなな際にがかなべられる社会をしくるだめに、あなだも共じめに考えていく

。 公 初

00110シート

自分らしく自然に生きる

2 英以

も、上川さんは女性の区類会報員としてはつらつと仕事をされています。はじめは 立家福みんてんでもないと思っていたそうです。しかし、社会の中心光が当たので くいところに光を当てていくためには、当事者である自分が教育出て、存在を示して いくことが必要であると他えたそうです。上川さんが極みないて出した結婚、それは、 自らが描えておた柱面一柱障害の問題を米口に、雑もがのびやかに聴らせる地域社会 をめばそう、ということです。柱面一柱障害に限らず、さまざまな少数者の人籍問題 に光をあてていきだいと日々がんばっておられます。

「田分らしくないことを予ざ路合した、いこころの見い状態にしたいったら、少の状態になった。少が一番楽。站は田分らしく主きたいる。站には、站を開課しを滅してくれている人がいる。』

Ŕ
K
٦
ftó
3
μ
'n
眾
t₫
ħ
156
B
, Y
これ、
3
5
ii こ
陥っつい
扇部にして
陥っつい
一种酥脆にしい
扇部にして

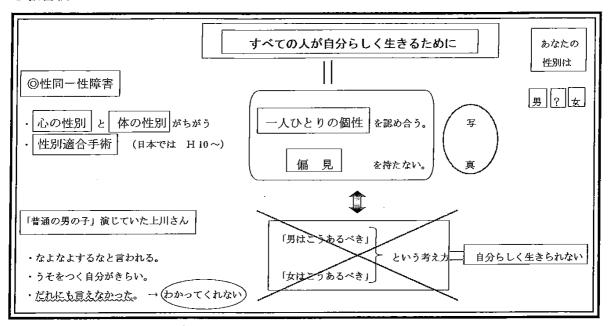
		-		
	描ちましたか。	[
	ħ			
	د			
	#6			
	ťυ			
	ድ	i		
	Ιķ			
	68			
	딦			
	TQ.			
	~5	i		
- {	¥J.			
	Ŕ			
	ļα			
	116	1		
	5	Ì		
	Βž			
	Ü			
	ı()			
	4			
	8			
Ì	3J			
	ú			
	<u> </u>			
	11			-
	<u>-</u>			
	m			
	##			
	8			
	ě			
- 1	10			
	=			
	上川さんの生き方について、どのように思いますか。どんな印象を			
	,		_	
	Ø			

3 ずべての人が自分らしく生きることができるようにするために、あみたにはどんなことができると思いますか。

	-		

年 () 緒 () 日本 氏名

〇板書例



〇ワークシート記入例

1 供同一性障害について、あなだは知っていましたか。

TVなどてきいたことはななりますのでもあまりくれいくは生のりませんでいたの

2 上川さんの生き方について、どのように思いますか、どんな印象を持ちましたか、 だれにも話すことができたか、たっとが、一番苦しかった、じゃない かなと思います。男のように、演じていたことも幸か。たのだろうた と思います。上川さんのような人もいろんだなぁ、こういう人生もなる んだなぁと思いました。私は上川さんなたいなたと思います。 満足しているんだったのその生き方でもいいんじゃないかなと思います。

3 すべての人が「自分らしく自然に生きる」ことができるようにするために、あなたにはどんなことができると思いますか。

需だから、身をから、という考えをからし、みんた同じ人間なのだだという 考えを持てはいいと思うの男女差別をなくし、男も女も仲良くすることが必要だと思うの 1 性同一性障害について、あなたは知っていましたか。

知っていませんでした。

2 上川さんの生き方について、どのように思いますか、どんな印象を持ちましたか。

自分かその立場ではないのて、理解が少し難かんがたけど、すごくつちくて、いごこちの良い場別がなくなっていくというのは少したけわかったような気がした。 だれにも相談できないという人を思い、気はいてあげて、助けてあげれる人が多くなっていけばいいなと恋した。

3 すべての人が「自分らしく自然に生きる」ことができるようにするために、あなたにはとんなことができると思いますか。

友だち等の個性生を認め、人の性格をわかてあければないと思う。少し変わった人と思っても一個性として認めるアラにせいてあげて、変な目で見ないようにあることからやっていきたいと思った。

○アンケート結果

【性同一性障害について知っていましたか 】

だいたい知っていた

16.7%

・聞いたことはあった

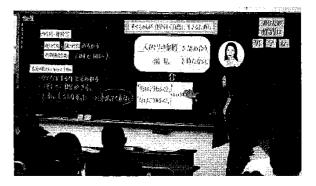
16.7%

・知らなかった

66.6%



〇授業風景



女性の労働について考えよう

(国際協調)

1 第3学年(社会科)

女性の労働についての国際比較 -公民的分野「第4章 わたしたちの暮らしと経済」-

2 目標

M字型雇用曲線について日本と諸外国を比較し、出産・育児期にも多くの女性が働き続け、3 0代女性の労働力率が改善されている国が多く存在することを知るとともに、多くの日本女性が 出産・育児期に仕事を辞めている現状などから、将来の職業選択や家庭生活について考える。

3 目標に関する生徒の実態

3年生は、公民的分野の第2章で男女共同参画社会について学習しており、知識としての男女 平等は理解できている。しかし、日常の家庭生活での男女共同参画はまだまだ不十分であるため、 実感はできていないと思われる。そこで、女性の労働問題を題材に男女平等の意識を深めさせた い。同時に、進路決定の学年で扱うことにより、働く意義についても考えさせ、将来の職業選択 に展望をもてるようにしたい。

4 指導の工夫とポイント

- 現在、男女平等は知識として多くの人に理解されている。しかし、現実は女性の方が不利なことも多い。特に労働条件に関してはまだまだ男女平等とは言えない状況である。そこで、日本の女性の労働問題を通して男女平等の意識を育成したい。
- 資料を活用する場面では、そこから読み取れること、考えられることを積極的に発表させたい。
- 単なる国際比較で終わるのではなく、そこから働く意義、家庭生活、保育や福祉など行政サービスの問題など、さまざまな角度から男女平等について考えさせたい。
- 子育て環境の改善には、育児休業制度等の子育て支援が充実することに合わせ、「育児は女性がするもの」というジェンダーに基づく偏見が解消されることが大切であることに、様々な資料から気付くことができるようにする。

5 準備物

- ○資料1~4
- 〇ワークシート

6 指導計画上の位置付け

第一次 わたしたちの生活と経済 ……5時間 第二次 市場経済と金融 ……5時間 第1時 市場経済のしくみ 第2時 市場と価格 第3時 金融のはたらき 第4時 働く人たちの生活向上

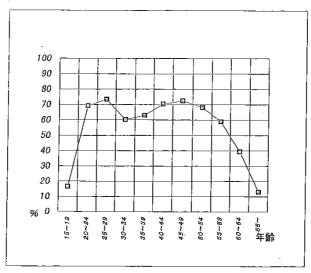
第5時 女性の労働についての国際比較 ……本時 第三次 国民生活と福祉 ……5時間

7 指導案

学習活動	主な発問と予想される反応	教師の支援
1 日本のグラフの特 徴を読み取る。	○ 女性の年齢別労働力率(日本)のグラフからどんなことが分かりますか。 ・たくさんの女の人が働いている。 ・30歳から34歳の人は働く率が下がっている。	・ 資料1の日本のグラ フを提示し、見方につ いて説明し、自由に気 付いたことを発表した 上で、女性がM字型に なっていることに着目 できるようにする。
	女性の労働について考えよう。	
2 日本のグラフがM 字型になっている訳 を考える。 3 諸外国のグラフの 特徴を読みとり、日 本との違いについて 考える。	 なぜM字型になっているのでしょう。 ・結婚して仕事をやめるから。 ・子どもを育てるため。 欧米のグラフと日本のグラフにはどんな違いがありますか。そして、それはなぜだと思いますか。 ・スウェーデンは男女で労働力率の差があまりない。 ・外国は日本のように女性がM字になっていない。 	・ Mを
4 ワークシートを作成し、日本の女性の労働の課題について考える。	○ 日本女性の潜在的労働力率(労働力率に 就職希望者率を足したもの)のグラフを作 成して、どんなことに気付きましたか。 ・働きたいのに働いていない女性が多くい るんだな。 ・潜在的労働率もM字型になっているのは どうしてだろう。 ・日本では、女性は家庭にいて、育児をし た方がいいという考えの人が、多くいる ことが関係しているんだろう。	・働きたいと希望しているが働いていないですでは多いであるいである。 性が子育では、資料ないでは、 とにですることにを対しているができることにありがのである。 潜在のなるがであるがでいた。 ができるようにする。
5 本時の学習をもと に、職業選択・家庭 生活について考え る。	女性が生きがいをもって働けるためには どのようなことが大切なのだろう。・子どもを育てながら働けるような社会の 制度を整える。・男女についてのきめつけをしないで、能 力が生かされるようにする。	・働く意義について、 自己実現、生きがいの 面から考えさせる。 ・子育て支援の充実と ジェンダーに基づく偏 見の解消の両方が子育 て環境の改善につなが ることを押さえる。

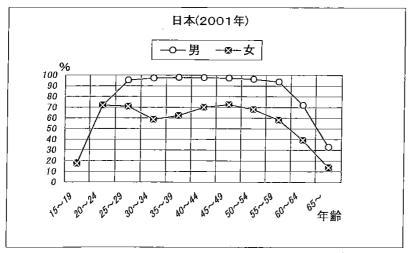
8 資料

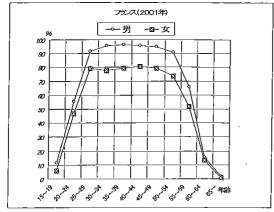
★資料1 平成15年度における日本女性の労働力率

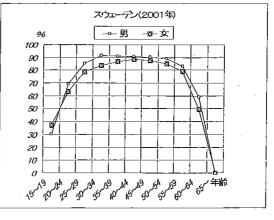


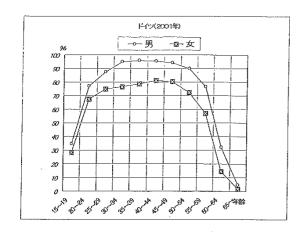
資料:総務省統計局「労働力調査」より

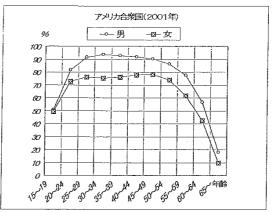
★資料2 各国の労働力率 ~平成13年度時点での国際比較~











★資料3 子育で支援の違い ~育児休業制度の各国比較~

ドイツ

育児休業は親時間という制度。親時間は子が3歳になるまで取得が可能であり、両親の同時取得も可能。また、親時間中は週30時間までパートタイム労働が許される。両親が同時取得している場合は、合計で週60時間までの労働が可能である。

スウェーデン

現在は、子が8歳になるか基礎学校の第1学年を終了するまでに、合計 480 日間を取得できる。所得保障は、親保険により 390 日までは 80%、残りの 90 日については定額支給となる。また、この休暇のうち少なくとも 60 日間は父親が取得するためのもので、母親に譲渡することはできない。

日本

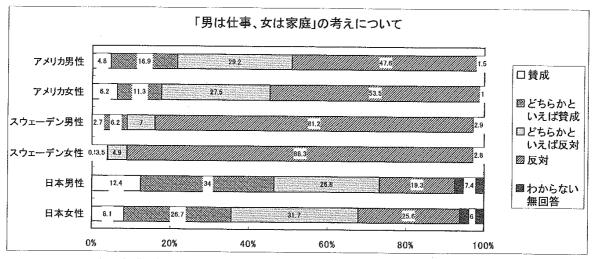
子が3歳に達するまでの育児休業が法的に保障されている。休業期間中の所得は雇用保険により 40%保障される。

アメリカ

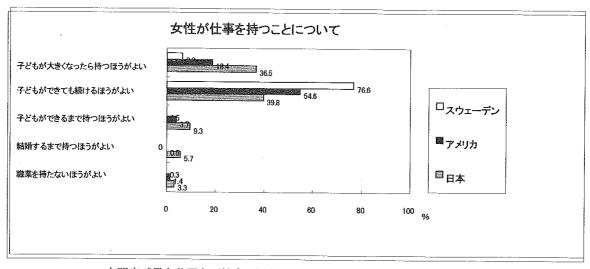
育児休業に限定された休業はなく、「家族及び医療休暇法」を利用して休業する。同法に定める休暇取得の理由は、①子の育児、②家族の介護、③本人の療養である。休業期間は、これらの理由について合計で12週間と短く、所得保障もない。育児のための休業期間は、子の誕生から12か月以内である。また、休暇終了後は元の職場・地位への復帰が認められるほか、パートタイム労働者でも、同法の休暇を取得することができる。

資料 ■「男女共同参画白書」平成15年版

★資料4 男女の役割分担意識の違い

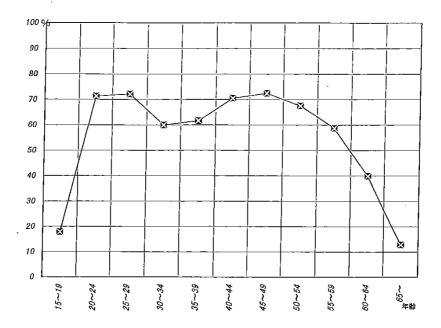


内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成14年度)より作成



内閣府「男女共同参画社会に関する国際比較調査」(平成14年度)並びに 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成14年度)より作成

★ワークシート 女性の潜在的労働力率のデータを折れ線グラフにしてみよう。



年齢	15~	20~	25~	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	65~
%	19	24	29	34	- 39	44	49	54	59	64	以上
女性の 労働力率	17. 9	71.4	72. 2	60. 0	61.7	70. 5	72. 5	67. 6	58. 8	39. 9	12.9
女性の潜在 的労働力率	28. 8	79. 8	82. 4	74. 3	76. 6	80. 0	79. 6	73. 6	63. 5	44. 3	14. 0

(備考) 1. 総務省「労働力調査」(平成14年平均) より作成

2. 在的労働力率=<u>労働力人口 + 非労働力人口のうち就業希望者 × 100</u>

年齢階級別人口

★生徒の感想

- 〇将来は自分もちゃんと働きたい。そのためにも、女性の労働条件を改善する取り組みが盛んになってほ しい。日本でも、女性が働くということについて、もっと理解が進めば良い世の中になると思う。
- 〇日本は外国と比べると、男女の労働力率に大きな差があり「昔と全然変わってない」と思ったけど、こ こ20年ぐらいは少しずつだけど女性の労働力率が上昇している。このまま上昇していってくれたら 自分の将来にも期待できそうだ。
- ○私たちのように、こういうことを勉強した人たちが考えを変えていって、多くの人に伝えていくことが 大切だと思った。
- ○私は結婚して子供が産まれても仕事は続けたい。自分で稼いだお金で欲しいものを買ったりしたいという欲求は性別とは関係ないことだから。
- ○働きたい人たちが働けない世の中はダメだ。
- ○外国でできることは日本にもできる!
- ○僕は育児をしたい。結婚して相手が働きたいと言えば、働かせてあげて僕が育児をしたい。
- ○どうすればスウェーデンのように施設や制度が整うのだろう。具体的には分からないが日本はこのままではダメだと思う。まずは一人ひとりがお互いを知り、認め合うことが必要ではないかと思う。今日の授業でまたいろいろな知識が増えてよかった。

2 ジェンダーの視点をふまえた学校保健

ジェンダー(社会的性別)の視点」とは…

「社会的性別」(ジェンダー) は性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点のこと。(出典:内閣府男女共同参画局)

(1) 学校保健とジェンダー

平成20年1月の中央教育審議会答申に「学校は、心身の成長発達段階にある子どもたちが集い、 人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の 活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可 欠となる」とある。

子どもの健康や安全の確保が保障されているということについて、ジェンダーの視点から考えると、学校保健は、生物学的な性別に関することだけでなく、社会的・文化的に作られる性別(例: 男らしさ・女らしさ)にも配慮し、生徒一人一人が安心して能力を発揮しながら生きていけるよう支えることであると考える。それは身体的、精神的、社会的そして性的存在として生徒の尊厳と成長が認められることであり、さらには、疾病や障害があっても性別による二次的被害を受けることなく学校生活を過ごすことができるということである。

ところが、現状では社会、文化やメディア等の環境の変化の中で、学校のみならず家庭や地域社会でも子どもたちの健康や安全が完全に確保されているとはいえないで問題が生じることも少なくない。この背景には、学校、家庭、地域社会の中に根強く残る性別に関する固定的な社会通念や慣習、ジェンダーによる偏見等があることも学校保健上では考慮しておくことが必要である。

心の問題の中には医学的な対応を必要とするものもあるので、早期に適切な対応をしていくことが大切である。ジェンダーに基づく偏見から問題が生じたり、複雑になったりしないよう、保健教育や相談活動を行う保健主事や養護教諭は「ジェンダーに敏感な視点」を持ちながら支援体制をつくっておきたい。

(2) ジェンダーの視点による保健教育

学校における保健教育は、生涯を通じて性別にかかわらず、心身共に健康で安全な生活を送るための基礎を培うものである。特に、性に関する教育では、男女共に自分自身の心身の発育・発達や

性に関する内容を理解し、自ら健康を管理し改善できる能力を育てるとともに、男女がお互いの性 を理解し合って、対等に人間関係を築くことができる力を育てていく必要がある。

ジェンダーの視点からの保健教育では、生物学的な性の科学情報に限らず、社会的、文化的に作られた性への通念や慣習、メディアによる情報等を偏った見方ではなく、情報や事実を提供することが大切であると考える。

養護教諭は、性に関する科学的な情報や保健室で生徒から直接得られる性に関する情報を、性に関する教育の計画立案に積極的に反映させる立場にある。担任とチームを組んで保健学習などの授業を行うこともできる立場でもある。例えば、今回のモデル授業案にあるように、性別に関するメディア・リテラシーの習得や身近に起こり得る暴力を社会構造として客観的にとらえさせる等々の取組へは担任と一緒になって授業を組み立てることができるであろう。これは男女平等教育の推進につながるものでもある。

このような保健教育は、子どもたちが、固定的な性別役割分担意識が残っている地域社会、家庭、もしくは学校生活の中で、相手の性を尊重しつつ人間関係を築くための大切な要素の一つとなる。

この点からも、保健教育に携わる教諭は、子どもの心身の発達の背後にあるジェンダーによる偏見を見抜く社会科学の知識をもち、発達段階に応じた保健教育を行うことが大切である。

(3) ジェンダーの視点による相談活動

学校においては、生徒一人一人とかかわる上で、相談活動の際にもジェンダーの視点を持っておきたい。そして、相談内容の解決に向けては、直接生徒の相談を受ける養護教諭自身の姿勢が大切である。

養護教諭の行う健康相談は心身の健康問題に関して専門的な立場から行われる。その職務の特質 や保健室という場所から次のことがいえる。

- ・ 全校の生徒を対象とするので、入学時から経年的に生徒一人一人の性に関する心身の成長・発達を見ることができる。
- 活動の中心となる保健室は、個人として、心を開いて話ができる場所である。
- ・ 生徒は、特に心の健康問題が身体症状として現れやすいため、問題を早期に発見しやすい。
- ・ 保健室頻回来訪者,不登校傾向者,非行や性に関する問題などを抱える生徒と保健室で個別に かかわる機会が多く,生徒個人の行動の背後にある家庭問題や交友問題等を個別に見ることが できる。
- ・ 職務の多くは、学級担任をはじめとする教職員、学校医、外部ソーシャルワーカー、保護者等

と連携して行われる。

・ 健康診断, 救急処置などを通して生徒の心身の健康状態を容易に把握でき, 家庭での性別に対 する考え方に起因する虐待や自傷行為等, 異常事態を発見しやすい。

このように養護教諭は、個人としての児童の心身の健康問題を発見しやすく、また支援もしやすい立場にある。他の教職員と同様に、児童への言動は影響が大きく、ジェンダーに敏感な視点を持ってかかわることがとても大切である。

また、社会情勢としては、家庭における配偶者からの暴力(DV)や、デートDV、児童虐待、性的被害などの問題も多様化している。

さらに今日では、GID (Gender Identity Disorder:性同一性障害) 当事者の約9割までが中学生までに性別違和感を自覚していて、特にFTM (Female To Male:生物学的性別が女性で性の自己意識が男性の事例) 当事者では小学校入学時の約7割が性別違和感を持っていたという実態もあるので、GIDについて理解を深めておくことも必要であると考える。

それらの問題は、生徒個人の問題ではなく、行動様式等が男か女かの二者択一的な考え方に縛られている社会構造的な問題であることを理解しておくことが大切である。養護教諭は、生徒が傷ついたり固定的な性別役割分担意識が刷り込まれたりすることがないよう配慮し、そして「あなたは悪くない」「あなたは大切な人です」というメッセージを贈ることができる存在でありたい。

以上のように学校においては、生徒の抱える問題の背景にジェンダーに起因するものがないか、 心の問題が身体の健康に影響を与えていないか、常に考える姿勢を持っておきたい。ジェンダーに 関する社会的な情勢を知っておくこと、国、県、市の男女共同参画に関する法律や行動計画にも目 を向けること、外部にどのような相談機関や支援者がいるかを把握しておくことなど、日頃から様々 な方面にアンテナを張り新しい情報を得て、解決に向けてのしっかりとした対応ができる体制をつ くっておくことが大切であると考える。

(参考文献)

- ○「学校保健の課題とその対応-養護教諭の職務等に関する調査結果から-|:日本学校保健会(2012) P65
- ○「学校保健における性同一性障害-学校と医療との連携-」: 中塚幹也(2010): 日本医事新報 No. 4521 P60~64

Ⅲ 資料編

男女共同参画関係用語

男女共同参画影響調査(以下、影響調査という)

影響調査とは、主に国及び地方公共団体の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査することをいいます。また、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査も含みます。あらゆる施策や社会制度・慣行について男女共同参画の視点、ジェンダーに敏感な視点に立って見直そうとする「ジェンダー主流化」のための取組です。

男女共同参画社会基本法第22条においては、男女共同参画会議は、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることとされています。(基本法関連条文 第4条,第15条,第18条,第22条)

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

間接差別

外見上は,性中立的な規定,基準,慣行等が,他の性の構成員と比較して,一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え,しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。

クオータ制 (割当制)

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準 に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別(セックス/ sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/ gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、 ジェンダーの視点を取り込むことをいいます。ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブに おいては、開発におけるジェンダー主流化を、「全ての開発政策や施策、事業は男女それ ぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、 モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを 明確にしていくプロセス」と定義しています。

なお、「ジェンダーと開発(GAD: Gender and Development)」とは、開発におけるジェンダー不平等の要因を、女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチのことです。

ジェンダー統計(男女別等統計)

男女間の意識による偏り,格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を 客観的に把握するための統計です。

ジェンダー(社会的性別)の視点

「社会的文化的に形成された性別」(ジェンダー)が性差別,性別による固定的役割分担,偏見等につながっている場合もあり,これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定 的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。 その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあ り、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見 直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

ジェンダー予算

政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映 し、男女共同参画を促進するようにしていくことです。男女共同参画社会の形成に影響を 与え得る全ての施策が対象となり得ます。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立され ておらず、各国で多様な取組が行われています。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、 女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に 準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の 責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる 事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを 目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女児から構成されています。

ミレニアム開発目標

開発分野における国際社会共通の目標です。極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全 普及の達成、ジェンダー平等推進と女性の地位向上、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康 の改善などの8つの目標を2015年までに達成することを目指すものです。2000年 9月に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代に開催された主要な国際会議 などで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとして2001年に国連に よりまとめられました。

無償労働

賃金や報酬が支払われない家事、育児、介護、ボランティア活動等を意味します。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。 「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、 一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル 事例を提示する重要性が指摘されています。

> 内閣府男女共同参画局 用語集 男女共同参画関連用語 (平成24年8月更新)より引用

改訂版 中学校男女平等教育指導の手引 作成部員

■実践編

綾 野 晴 樹 岡山市立東山中学校教諭

福 井 領 岡山市立建部中学校教諭

山 中 誠 志 岡山市立岡北中学校教諭

宮 本 裕 美 岡山市立芳泉小学校養護教諭

■理論編, 実践編, 資料編

曽 田 佳代子 岡山大学教師教育開発センター特任教授

角 田 みどり 中国短期大学教授

武 内 真美子 岡山大学ダイバーシティ推進本部男女共同参画室准教授

保 坂 雅 子 元岡山大学ダイバーシティ推進本部男女共同参画室助教

岡山市教育委員会事務局指導課

岡山市市民局男女共同参画課

改訂版 中学校男女平等教育指導の手引

平成26年3月

岡山市教育委員会事務局指導課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

電話 086-803-1591